

令和4年加美町議会第4回定例会会議録第2号

令和4年12月8日（木曜日）

出席議員（16名）

1番	尾出弘子君	2番	佐々木弘毅君
4番	味上庄一郎君	5番	早坂伊佐雄君
6番	高橋聡輔君	7番	三浦又英君
8番	伊藤由子君	9番	木村哲夫君
10番	三浦英典君	11番	沼田雄哉君
12番	一條寛君	13番	伊藤信行君
14番	佐藤善一君	15番	米木正二君
16番	伊藤淳君	17番	早坂忠幸君

欠席議員（1名）

3番 柳川文俊君

欠員（なし）

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	高橋洋君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	相澤栄悦君
危機管理課長 兼新型コロナウイルス感染症対策室長	佐々木功君
企画財政課長	佐々木実君
ひと・しごと推進課長	橋本幸文君
町民課長	浅野仁君
税務課長	塩田雅史君
産業振興課長	尾形一浩君
森林整備対策室長	阿部正志君
建設課長	村山昭博君

保 健 福 祉 課 長	森 田 和 紀 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 場 利 之 君
小 野 田 支 所 長	内 海 茂 君
宮 崎 支 所 長	嶋 津 寿 則 君
総 務 課 参 事 兼 課 長 補 佐	遠 藤 伸 一 君
教 育 長	鎌 田 稔 君
教 育 総 務 課 長	上 野 一 典 君
生 涯 学 習 課 長	浅 野 善 彦 君
代 表 監 査 委 員	小 山 元 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	猪 股 良 幸 君
次 長 兼 議 事 調 査 係 長	青 木 成 義 君
主 幹 兼 総 務 係 長	渡 邊 和 美 君
主 事	鈴 木 智 史 君

議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

午前10時00分 開議

○議長（早坂忠幸君） 皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。

3番柳川文俊君より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂忠幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、10番三浦英典君、11番沼田雄哉君を指名いたします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長より発言の申出がありますので、これを許可します。

なお、その後1回のみ質問を受け付けますので、よろしく申し上げます。総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） おはようございます。総務課長です。

昨日の木村議員と味上議員の質問に対しまして、お答えできなかった部分がありましたのでお答えいたします。

令和元年11月の弁護士への相談から、令和2年3月の契約締結までの経緯について、改めて説明をさせていただきます。令和元年11月27日に顧問弁護士を訪問し、地上権設定契約についての相談をし、契約の内容についても確認をいただいております。

条文の内容につきましては、当事者同士の合意が原則であるということから、基本的には契約書の内容に違法性があるかという点を確認していただいております。その後、事業者と契約内容について協議を行い、各条項の解釈について相互に確認するとともに、字句の修正などをしております。弁護士にはその都度電話・ファクス等において相談をさせていただいております。

事業所と慎重に協議を重ね、3月中旬に最終的な内容がまとまり、3月23日付でJREより契約締結の依頼の提出がされ、3月25日で受付をしたものです。契約書の中身につきましては事前に協議がなされておりましたので、直ちに決裁を受けまして3月27日付で契約を締結したものでございます。

また、3月23日に合同会社JRE宮城加美から、代表者を交代する旨の通知をいただいております。理由につきましては、融資を受けるためということでした。

また、昨日の答弁で、本契約内容がどちらかに有利に働くとか不平等になる内容ではないと考えていると説明しておりますが、その理由についても補足説明をさせていただきたいと思えます。今回の宮城加美町ウインドファーム事業につきましては、七十七銀行をはじめとした東北の地方銀行6行が連携したプロジェクトファイナンスによる融資を受けること、さらに東北電力が資本参加する予定であることなど、説明を受けておりました。

このプロジェクトファイナンスというのは、特定の事業・プロジェクトに対して融資を行い、そこから生み出される収益及びキャッシュフローを返済の原資とするもので、債務保全のための担保も対象事業の資産に限定する手法です。本地上権設定契約書なども、担保に含まれると聞いております。銀行でもこのプロジェクトに関する調査を綿密に行っており、またプロジェクト自体の運営や採算性についても厳しい審査がされているとのことですので、採算性の悪化による事業者の倒産という可能性は極めて低いものと想定されます。

宮城加美町ウインドファーム事業では、事業の継続性が最も重要です。そのため、本事業を目的とした合同会社を設立すると聞いております。万が一、事業者がこの事業を継続することが困難となったとしても、金融機関が資金回収のため別の事業者に事業を継続させる仕組みとなっております。本契約書の第11条や第12条は、それを可能とするものでございます。

以上のことから、町にとって不利益・不平等となることはないと考えております。なお、契約書の条項で読み取れないことや必要なことについては、今後締結する協定書の中に盛り込んでまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ありがとうございます。1点だけ伺います。

11月27日に見ていただいたその後に、3月までの間に弁護士と電話等々いろいろなやり取りで、変更点はやっぱりあったんですね。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

修正点はございましたが、修正する箇所といいますか内容については大きく変わっているものではないというふうに聞いておまして、字句の訂正であったりとか一部字句を削除したりとかそういった内容でございまして、基本的な部分の大きな変更点というのはなかったというふうに聞いてございます。

○議長（早坂忠幸君） 4番味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） もう一度確認しますけれども、11月27日に確認をしていただいてから3月に契約に至るまでは、この弁護士は契約書を見てはいないということですか。つまり、今条項を一部修正したというところがありますけれども、その辺も3月に合同会社から出された時点でたった2日しかないんですけれども、その2日間の間には確認はしてもらっていないんですか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

最終的な提出、3月23日に提出されてから契約を締結するまでの間は、見ていただいておりません。それで、11月に1度訪問して原本を紙の状態でお渡しして、その後は修正があった都度折々電話・ファクス等で内容を確認して、町と事業者で契約書の内容を詰めてまいりまして3月中旬にその内容がまとまりました。その過程では、弁護士の先生に確認をしていただいているということですので、最終的なところがまとまるまでは見ていただいたということでございます。

日程第2 一般質問

○議長（早坂忠幸君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は、昨日に引き続き通告のあった順序で行います。

それでは、通告6番、8番伊藤由子さんの一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔8番 伊藤由子君 登壇〕

○8番（伊藤由子君） それでは、通告どおり1件の質問を行います。

加美町の森林の現状と大規模風力発電事業への対応、及び課題について質問いたします。

今年の7月、宮城県は太陽光発電施設の設置等に関する条例と、その施行規則を制定しました。10月1日に施行されています。それには、出力50キロワット以上の太陽光発電施設の原則設置禁止区域が具体的に示されています。1点目が地滑り防止区域、2点目が急傾斜地崩壊危険区域、3点目が土砂災害特別警戒区域、4点目が砂防指定地などです。

また、あわせて環境影響評価条例の一部が改正され、大規模な風力発電事業を行うときは事業者が早い段階、方法書の作成前ということになりますが、地域住民に事業計画の概要を周知し意見を求めることが初めて義務化されました。既に県内で多くの計画が進行している現在、かなり遅きに失した感がありますが、改めて加美町の森林の現状を認識した上で大規模風力発電事業への対応と課題についてお伺いいたします。

1点目が、仮称宮城西部風力発電事業の実施区域における部分林組合の状況について。

2点目が、加美町と合同会社JRE宮城加美との間で交わしている地上権設定契約の問題について。昨日まで三、四人の方がこれに触れられて、大分詳しいやり取りがあったかと思いますが、簡単に今日も説明していただけたらと思います。

3点目、町政懇談会で計画中の風力発電事業に関連して、質問があった問題点についての対策はどのようにされていくのか。項目を挙げますと、風力発電事業の安全性、これは不安解消になるかと思しますので、安全性についてはどう考えていくのか。加美町へのメリットについて。加美町が風力発電事業についてイニシアチブを発揮するガイドラインをつくるなどの考えはないのかどうか。

4点目が、地産地消エネルギーの今後について。

以上お伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしく願いいたします。

それでは、伊藤由子議員から質問のありました森林の状況と大規模風力事業への対応及び課題についてということで、3点お答えさせていただきます。

まず、第1点目の部分林組合の状況についてお答えいたします。実施区域外と思われる部分林組合の分収契約地についてであります。実施区域の捉え方を環境アセスメントデータの区域図を参考に見ておりますので、必ずしも正確とは言えない部分もありますけれども、8組合、15室、46.8ヘクタールの分収造林が見込めます。樹木の状況は、22年から67年生の広葉樹中心の山林です。部分林組合の状況ですが、森林の育成と町民の経済的成長などを目的に、昭和29年度契約を締結しておりますけれども、当時に比べ各組合員の原木使用が少なくなり施業に携わる組合は少ない状況となっております。

また、広葉樹中心の森林形成のため、針葉樹のような皆伐も収支を考慮するとなかなか実施しづらい状況にあります。そのため、高齢化も進み次の世代へ引き継ぐことが難しくなって、町への返還申出について検討を始めている組合も出てきております。

2点目の加美町と合同会社JRE宮城加美との間で交わされている地上権設定契約の問題でございます。昨日も大分ご質問ありましたので、若干違う視点からお答えをしたいと思います。

結論から言いますと、昨日も申し上げましたように、他の貸付けの契約などと比べて事業者には有利であるとか不利であるとかといったことは、これは一切ございません。そのように、私

どもは考えております。

おそらく町にとって非常に不利益・不平等な契約だとおっしゃっている弁護士さんがいるようでもありますけれども、この全体像をご存じないと思っております。先ほど申し上げたように、課長から報告があったようにこの事業、東北6個が共同で投資をする、融資をする事業でございます。東北電力も、これは融資をしております。さらに、バックにありますエネオスも出資をいたします。

こういった中で、事業継続するということが最も大事なことなんです。事業者にとってもそうです。町にとっても、途中で事業が破綻してしまったのでは町も大変なことになります。ですから、どちらにとっても事業を継続するということが最も大事なことなんです。そのために、合同会社もつくります。小さなものは、そういった大きなファイナンスを受ける必要がありませんから、金融機関から合同会社をつくることも求められません。しかし、こういった大きなものは金融会社から合同会社の設立を求められますから、それも含めてあらゆる契約、この地上権設定を伴う土地の契約、それから工事の契約、様々な契約全てが担保なんです。というか、それぞれの金融機関等の顧問弁護士もしっかりこの契約については見て、これ担保が必要になりますから、そうやってお互いにそれをしっかり確認し合って契約を結んでいるということなんです。

ですから、どちらかに有利とか、どちらかに不利であるというふうな契約ではないということ。この全体像を見ませんと、どうしても地上権といいますとネットを調べますと、地上権は直接土地に対して権利を持つものとされていて、地主の承諾なく移譲・転貸ができるというふうな、いわゆる地主に対して不利なものであるというふうに出てきます。ここだけを見て、地上権は町にとって不利だというふうに判断するのではないということ。全体を見なければ、判断できないということ。そのことを理解していませんと、弁護士さんもそれぞれ専門ありますから、必ずしも弁護士が言ったことが正しいというわけではないということ、ここはご理解いただく必要があると思っております。何よりも事業の継続性、これが大事であるということ、このことをお伝えしたいと思っております。

次に、町政懇談会で計画中の風力発電事業に関しての質問、問題点についての対策ということですが、風力発電事業の安全性不安解消につきましては風車本体やウインドファームに対する認証制度のほか、森林法に基づく臨時開発許可制度など関連法令等に基づく厳しい基準や審査をクリアした上で事業が進められることとなります。また、国では事故が起きるたびにその事故の原因究明や今後の対応策、技術基準の改正等の制度の見直しについても検討して

おります。

町民の不安解消につきましては、再生可能エネルギーに関して私たちの身近で考える機会が少ないことから、先日、東北大学名誉教授の荒川先生をお招きし、講演会を開催いたしました。昨日もお話ししましたように、今月の15日午後6時から中新田公民館で開催いたしますが、名古屋大学の環境社会学者の本巢先生の講演会も開催することにしております。

今後も、再生可能エネルギーに対して正しい理解が深まり、町民の皆様の不安が解消されるように努めてまいりたいと考えています。また、ホームページや広報紙においても正確な情報の発信に努めてまいりたいと考えています。

加美町へのメリットというご質問ありましたが、道路の占用料、土地の賃借料、そして発電施設の固定資産税、企業版ふるさと納税のほか工事に関する地元企業の活用、そして町内に構えることとなる現場事務所での雇用の創出などなど、町だけのメリットにとどまらず様々な地域に還元されるメリットがあると思っております。また、何よりもこの問題の本質はCO₂の削減による地球温暖化の防止、そしてエネルギー自給率の向上でありますので、当然こういったことにも寄与していくということになります。

なお昨日もお話ししたように、視察をしてまいりました青森県つがる市、そして中泊町におきましても、メロンの水耕栽培をはじめ様々な地域貢献を積極的に事業者が行っていることをございますので、町としましてもあるいは地域としても事業者と一緒に地域課題を解決していくということが、十分私は期待できるものというふうに思っております。

また、町がイニシアチブを発揮するガイドライン作成というご提案がありましたけれども、この事業はあくまでも民間事業でありまして、再エネ特措法や電気事業法、環境影響評価法などの関連法案やガイドラインにより進められているものであります。町独自のガイドラインを作成するという事は、そういった理由から予定をしております。こういった法令を遵守して事業を進めていただくということ、それを町としても注視をしていくということ、こういったことが大事なんだろうというふうに思っています。

地産地消エネルギーの今後につきましては、町政懇談会なんかの質問の中で、発電した電力が東京などの都会で使われると誤解されている方もありましたけれども、JRE宮城加美町ウインドファームで発電された電力は東北電力ネットワークに売電されます。ですから、加美町も含む基本的には東北エリアで使われる。ですから今私たちが使っている電気、かみでんは違いますけれども、東北電力から供給されている電気の多くは火力発電によるものでありますけれども、その中に再生可能エネルギーの割合が増えていくということになります。

なお、かみでん里山公社が、JREが発電する電気を購入して皆さんに供給できれば一番いいのでありますけれども、残念ながらかみでん里山公社はそれだけの電気を供給する先がないんですね。大体1年間2万数千件ぐらい10基で電気を発電しますので、残念ながら供給ができません。よって、分けて購入するわけにはいかないんですね、全量購入するかしらないかでございますので、一部分だけ購入するわけにはいきませんので、残念ながらかみでんが購入して供給するというわけにはいかないということをご理解いただきたいと思います。

なお、町としましては今後の脱炭素社会の構築に向け、地域で使われる電気をできるだけ地域で供給する仕組みづくりを、かみでん里山公社を中心に現在検討しているところでございます。脱炭素先行地域の申請のことも含めて、現在検討しているということでありますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） それでは、1点目のことについて再質問をしていきます。

仮称宮城西部風力発電事業の予定区域内に、部分林組合8組合・15事業所・46.8ヘクタールがどの程度重なっているのか、地図をちょっと見たいと思いますが、それを説明していただけたらと思います。じゃあ資料、タブレットにもありますが、映していただきます。ちょっと分かりにくいのかな。西部風力発電所の箇所なんですけど、タブレットをご覧の方は分かるかと思いますが。この地図ちょっと拡大していただきました、4番と書いてあるところです。今予定図が映されておりますが、お願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（阿部正志君） おはようございます。森林整備対策室長です。

ただいまのご質問、今この図面の中に部分林組合が重なっているという、重複して借りているという関係でしょうか。

○議長（早坂忠幸君） この4番の斜線の部分の中に、どのくらい重なっているかという質問です。

○森林整備対策室長（阿部正志君） 申し訳ございません。

先ほど、答弁の中で町長もおっしゃっておられましたが、8組合の46.8ヘクタールというご回答をさせていただいておりますが、この面積でございますがざくっとした斜線で捉えるのもなかなか難しかったんですが、森林整備対策室のほうとしましてその斜線のエリアの林道宇土沼線、桧沢線、地蔵線付近の分収造林の契約地から拾った面積でございます。斜線の中に大体

収まっているようなイメージの筆を拾って、合計した面積が46.8ヘクタールというふうに解釈していただいても構わないです。

○議長（早坂忠幸君） この斜線の中に全部入っているということですね。

○森林整備対策室長（阿部正志君） おおよそです。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 20から30基の予定ですが、どこに建つかというのは確定していない状況なので、すっかり重なっているかどうかは定かではないのかと思いますが、このエリアにある事業所が8組合ということですよ。46.8ヘクタール、おおよそそういった範囲内にあるだろうということでもいいですね。

それでは2点目なんですが、宮崎部分林保護組合協議会の現状についての報告を読ませていただきました。先ほど町長も触れられていましたが、昭和29年以来68年の歴史を数えるんだと、自分たちが宮崎のこの山を守ってきたんだという自負もあの文章には感じられましたし、すごいなと私も初めて知りました。

しかしながら、高齢化が進み後継者不足で森林施業の継続が困難である、10数年来適切な手入れがなされず荒廃状態にあるというふうな記述もありました。これらの現状は、宮崎のこの地域だけに限ったことなのかどうか。あるいは加美町の70%も占めるという森林地帯の現状をも言い得ているのかどうか。その状況についてお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（阿部正志君） 森林整備対策室長です。

ただいまのご質問ですが、町長の答弁にもありますとおり、平成29年度に森林の育成と町民の経済的成長を目的に締結された契約でございます。山林の状況や、契約の内容を見ましても広葉樹中心の山林がかなり多く面積を占めている場所として、広葉樹林は非分収での契約という形になっております。

契約当時は、植林目的だけではなく生活のためのまきなどの林産物の採取も視野に契約が締結されたものと思われます。部分林契約から68年たつて時代が大きく変化したということで、次世代につなぐことが困難になってきているというのが組合の状況だと思います。

また町全体としましても、植林を目的に契約を結んでいる部分林組合もかなり多くあります。ただ契約当時と比べて、木材の価格の低迷ですとか組合内での専用従事者の減少から、森林の契約上の保護管理が行き届かなくなっているのが現状で、そのようなことから契約解除なども考える、返地を考える組合も多く見受けられるようになっているのが町の状況だというふう

うに推測しております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 宮崎に限らず加美町全体についても、そういう傾向が見られるんだというふうなお話だったかと思います。自然が大事、自然を守ろうと、私も口ばかりで言葉だけで言ってきた長い年月があるんですが、そう言いながら加美町の山の状態を全く知らなかったなと、とても恥ずかしく思っています。それで、これを機会にきちんと知っていく必要があるなというふうに私は思いました。今のお話を聞いて、現状のままでは本当に加美町の山林の状況はとても心配な状況にあると、荒廃していく状態にあるというふうに私なりに認識いたしました。

それで、宮崎部分林保護組合の人たちが一計を案じて、そういった面が一部でも解消されるなら風力発電を推進してもらって、道路をつくってもらったり開業してもらおうということもいいのではないかというふうな思いで、推進のお手紙をくださったかと思うんですが、西部地区の山林の状況が改善されるなら風力発電事業を推進してほしいという要望が上がっておりますけれども、実際にそういった例が県内外、日本国内であるのかどうか。実例があるかどうか、全体でなくても部分的でもそういった例があるのかどうか、お分かりでしたらお知らせください。

○議長（早坂忠幸君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（阿部正志君） 森林整備対策室長でございます。

ただいまのご質問でございますが、国内全体の実績とは言えないという回答になってしまうかもしれませんが、先月私も青森県の中泊町のほうへ視察にお伺いしまして、山林内への風力施設を建設した現場を視察させていただきました。その際に、青森の中泊の部分林組合長のお話を伺うことができました。

青森県はヒバのブランド木材なども有名な地域でございますが、木材の同じように低迷や高齢化などから、伐採後の植林は悩んでいると。加美町と同様に林業を引き継ぐことへの悩みを、青森の部分林組合の組合長さんも抱いておりました。風力事業の話が来たときにはかなり悩んだようでございますが、風力事業者がその悩みも受け止めるといいますか、植林へも意欲的な活動を始めるという話を組合長さんのほうからもお伺いしております。

そういった問題を地域の課題というふうに事業者も捉えまして、地域と共生しながら進めていると、森林整備に対して前向きなお話を伺うことができましたし、あと森林内に整備された

管理用道路、これを林業従事者と併用することになっております。仮に部分林組合からその土地が返地されたとしても、森林の施業の方法を考えますとほかの林業従事者が請け負いやすい山林に変わっていったのかなというふうに、施業の目線から見させていただくと環境が整った山林というふうな印象を受けて帰ってきております。

国内全体がそういう流れなのかということ、まだ私も情報不足で大変申し訳ございませんが、この間の視察の結果も含めて私の受けた印象と国内の状況ということで、回答させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） ありがとうございます。一部とはいえ、そういうふうに部分林組合の状況改善に一役を担っている、地域貢献をしているという例があるんだということをお伺いしました。

それで、加美町での森林の状況の一部として、民有林の年間伐採がたしか100ヘクタール、年間だったかと記憶にあるんですが、そういったことに対する手だてというのは今のところ、昨日もいろいろな説明があったかと思えますけれども、木村さんの質問にもいろいろ答えられていたかと思えますが、切るだけで植林がままならないというそういった状況はずっとお伺いしてきたんですが、100ヘクタールも年間伐採しているそれに対する手だてというのは、今町としてはどういうふう考えているのか、お伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（阿部正志君） 森林整備対策室長でございます。

伐採に入る、施業に入る前に、制度としまして伐採届の提出がございます。伐採届と同時に植林の計画というものも添付することになっておりますが、最近の傾向ですと伐採後に杉の木ですとか、そういうものを人工的に植林する方法から天然更新という形をとりまして、自然に残された根、あとまた種子から芽が出てくると、それを5年間見ますと。5年後にそれが成長していない場合は、植林しますという書類の提出の基準になっております。これが、私有地の場合の伐採のほとんどでございますが、あと町有地ですとか官行造林地、公団造林地などの伐採を行った場合は、町としましては補助金などを活用して杉の木ですとかその土地に合った樹木を選んで植林するという形を取らせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 伐採届の際に植林計画も出してもらっているんだというふうなことが分

かりました。それで、順調に行っているのかなというふうに想像するんですが、そういうふう
に思ってよろしいのでしょうか。

それから、他市町村の例でこういった植林計画とか、山林の荒廃に対して対策としてやって
いる例として何かそこに学ぶべき対策とか、ご存じでしたらお知らせください。

○議長（早坂忠幸君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（阿部正志君） 森林整備対策室長でございます。

他市町村の状況も加美町と制度的には同じですので、同じ方向性を向いてやっているところ
でございますが、なかなか私有林の場合は天然更新の申請が多いというのは、どの市町村も同
じことだと思います。ただ、今後の施業ということで意向調査を行って森林整備計画を建てる
という政策も、今進んでいるという状況でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 2点目の質問に入ります。

加美町とJRE宮城加美町ウインドファームの間で交わしている契約上の問題について、昨
日もものすごく詳しく深掘りをしていたように思いますが、私はそれ以上深掘りできませんの
で、あたりを探っていきたいと思います。

今年10月4日、風力発電の勉強会がありました。市民団体の主催でした。全国再エネ問題連
絡会共同代表、弁護士の方でしたが、の発言で、加美町の地上権の契約は住民の側に立ってい
ない。事業者の利便性を優先したものであると断言した発言があつて、会場がざわつきました。
私も、すごくびっくりしました。

それについて昨日もお話があつたんですが、私は物すごくびっくりしたので、町がそういう
ことを知っているのかどうかただたくて、町に来てお伺いしました。そうしたら、弁護士と
相談しながらやっているのだからそんなことはないですというふうな発言で、共同代表の言葉を私
メモしてあるんですが、「金額は適当か」「原状回復の担保が必要ではないか」「安全管理義
務や災害防止義務などを定める必要はないか」、私のメモに間違いがないとは言えませんが、
一応3点だったかと思えます。

それについて、事業者の利便性を優先した、町のことを考えているとはとても思えない契約
になっているという発言でした。彼女は、代表者は女性でしたが、ズームで参加しておりました、
このときは。それについて、町としてはこの発言に対してどのような対応をしたのか、お
伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

今議員がおっしゃったような内容を伺いまして、契約自体の考え方についてはこれまで今説明してまいったとおり特段不平等になるものではないというふうな考えがありましたので、どの部分が町に不利なのか、事業者が有利なのかというところをその弁護士の方にお聞きしております。文書でお問合せをさせていただいておりますが、まだちょっと返事はいただけていないというところがございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） それは10月4日のことで、私が町に言ったのはもう10日前のことですので、10月4日から二、三日後に行ったかと思いますが、公文書で質問状という形式でしょうか。出していたかと思うんですが、それに対して何月何日まで回答を求めるとかということがありますよね、普通は。そういうことに対しては、どういう反応だったのか、どういう回答だったのか、お分かりでしたらお話してください。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） まず最初に、10月17日に質問を出させていただいております。このときには、10月31日までご回答をお願いをしておりましたが、いまだに回答はいただけていないという状況でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 全体の公の場で発言したことだったので、ほとんど地上権についてみんながみんな素人だったかと思うんですが、ざわめきたって地上権について調べ始めたかと思えます。

令和元年12月3日の全員協議会で説明があったときも、私も全く勉強不足でそのことについては疑問も感じないで、不利益がないか顧問弁護士に確認するという町の説明をそのまま聞いていました。議会からも、誰も質問をする方はいらっしゃいませんでした。その当時は、それほど問題意識はなかったかと思っています。それが、にわかに関心性を浴びてきているわけなんですけど、私が一番知りたいのは昨日具体的なことがたくさんやり取りありましたが、地上権の金額にしる条件にしる、ほかの事業の場合の契約と異なった例、特別違ったやり方をしていたのかどうか。ほかの契約と特別変わった点があるのかどうか、そういったことについて再度確認したいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） そんなに町が地上権を設定するという例はないんですけれども、個々の案件によって異なります。今回のようなまさに非常に大規模な事業、民間主体の事業ですから、それぞれの契約内容は違ってくると思っています。

実は補足しますけれども、町としてはその弁護士さんに、10月31日までに回答してくださいとお願いしました。回答がありませんでした。驚いたことに11月3日ぐらいですか、着いたのは。3日か4日に、11月1日付の文書が来ました。10月31日までに回答を求めている、11月1日付で文書をよこすということ自体がまず私はいかがなものかと思いました。

さらに、その内容に「私の回答は公開するのでしょうか」という文言があつて、また驚きました。公開の場で、町の契約に対して、著しく不利益を被るものだというふうに言うておきながら、私の回答は公開するのでしょうかというその質問、文言、大変私は驚きました。何か公開されて不都合なことがあるのでしょうか。さらに、それを受けて町は再度回答を求める文書を出しました。いまだに回答はございません。

私、この弁護士のことをネットで見ましたら、この方の専門は労働事件、中小企業法務、それから相続や離婚などの家事事件、さらには環境事件ということですので、こういった大きなプロジェクトに加わったことはないんだろうと思います。ですから、こういった大きなプロジェクトファイナンスなどの事業の中身をまずご存じない、全体像をご存じない。ですから、地上権というと先ほど申し上げたように貸主にとって不利だというふうな、そういうことからの切り口だと私は思っています。

ですから、さっき言ったように弁護士はそれぞれ専門がありますから、私はこの弁護士はこういうことに精通している弁護士ではないというふうにネット情報から、あくまでもネット情報ですけれども。さらに、この方はいろいろな環境団体の理事や代表もしているようでありますから、ですから弁護士さんが言ったことが正しいというふうに私たち簡単にうのみにするべきではない、私はそう思っておりますので。ぜひ、私は別に公開するために質問状を出しているわけじゃないんです。どこが町にとって不利益なのか、そこをはっきり文書で町に示してくださいと言っているだけなんですけれども、いまだに回答ございません。残念でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 今日の私の目的は、このJREとの契約が町への不利益になる契約になってはいないんだということを確認したいという目的がありますが、そういうふうに認識してよろしいですね。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） おっしゃるとおりです。不利益にはなりません。事業を継続することが、事業者にとっても町にとっても利益になると。ですから、そのための契約でございますので、不利益にはならないということでございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 質問の目的の1つが達成されたかと思います。

それでは、3つ目の質問の再質問に入りますが、今回の大規模風力発電事業について他地域と何が違うのか、すごく私なりに考えてみました。そうしたら、ある勉強会に行つて講師の方がお話ししていたことで、何か納得した言葉があります。それは何かといいますと、県の条例改正のように地域の主体性を重視するような制度設計になっていないのではないかと。そういったことが、大きな違いというか問題なんじゃないかなと私は思いました。

今回、ほかの青森の例と違うのは、最初から青森の一部の町かもしれませんが、風というマイナス要因をプラスに変えてまちづくりに生かしていこうという思いがあったところに、事業者の計画が一緒になって進行していった。大ざっぱに言えばそういうふうな例があったかと思いますが、そういったスタートと、加美町のようにゾーニングマップを見て業者が、風況のいいところはどこかと言って奥羽山脈沿いを探して、加美町に結果的に集中するような感じで4社が建設予定地に選んだ。そこに町の意向というかは入っていませんよね、最初から。そういった違いがずれていって、住民の間にもずれが生じて、議会にずれが生じているんじゃないかなと私は思っています。

それで、私としては先ほど来いろいろあったかと思いますが、町としてはそういったスタートにもかかわらず県の条例改正で太陽光発電で4点の制限区域を設けた。そのようなことを加美町としては、土砂崩れの激しいところはやってほしくない、ここは地質が弱いところだから困るとかというふうな、実際そういった意見書を県に届けています。そういったやり方をしているのですが、最初からこの制度設計上違いがあるために、なかなかそれが住民にも伝わっていない、全体に伝わっていないんだなという私なりの解釈をして、そこを埋めるためにどうしていくか。

じゃあ、今からでも町のイニシアチブをどう發揮していくか、それが課題なんじゃないかなと思います。大規模な風力発電は要らない、中規模でいいとか小規模でいいとか、あるいは、ここには必要でここは要らない、ここはやめてくれというふうな、そんな言い方ができるのかどうかはちょっと難しいところかもしれませんが、地域貢献についてはいろいろなお話が何度かありましたけれども、そういった町の主体性の發揮の仕方についてお願いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、青森・秋田と宮城県の違いというものがあります。やはり、青森・秋田は県主導で日本海側、かなり風が強い、まさに邪魔者でありますけれども、これを資源として捉えて地域活性化につなげていくということを県が鮮明に打ち出して、それぞれの自治体も取り組んできているということでございます。

宮城県につきましては、ゾーニングマップはつくりましたけれども、その時点で残念ながら市町村は余り関わることはありませんでした。ですから、本来青森や秋田のように、宮城県も風力というものを再生可能エネルギー1つの柱として取り組んでいくということは、そのためにゾーニングマップをつくったはずなんですけれども、そういったことで我々市町村に対しても自治体が主体となって取り組むようなお話があれば、我々ももう少しイニシアチブをとってすることができたかもしれません。

しかしながらそういったものではありませんでしたので、なおかつゾーニングマップを見てきた業者もいるでしょうし、その前から環境省のほうでデータを出していますから、この地域の風況がいいということを事業者は当然分かっていて、なおかつ県がゾーニングマップをつくったということもあって多くの事業者が宮城県、ここのみならず奥羽山脈を中心に計画を立てることになったんだと思います。そういったことで、なかなか町としてもそういった風力発電事業を誘致しようという考えは全くその時点でありませんでしたので、我々もその体制をつくっていたわけではございません。

今後、県が森林に風力発電事業等を行う場合には課税をするというふうなお話ではありますが、ただ担当部長にも確認しておりますけれども税金を取ることが目的ではないと。それぞれの市町村がエリアを指定する、ここのところまだはっきり決まっていないですけれども、指定したエリアでの事業に対しては課税をしないと。

ですから、自治体がしっかりそのところはエリアの指定というものをしていく必要があるのではないかというふうなお話でしたので、今後やはり民間の事業ではありますけれども、遅ればせながらと言われるかもしれませんが、町も何らかの形でそういったアクションを起こしていかなきゃならないのではないかなというふうには思っているところでございます。まだどういった枠組みで、どういった手法でするかということは、何も話し合いもしておりませんが、全体の流れを見ますとそういったことになっていくんだろうというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 1個だけ忘れたので。宮城北部、山形の基数が一番多くなっているかと思うんですが、それについて山形県との話し合いをする機会というのはあるのでしょうか。そこだけ、ちょっと確認させてください。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

風力発電は山形県とまたがって計画されているということで、お互い例えば最上ですとか尾花沢といったような市町村とのそれについての打合せとか、関係を持ちましょうとか、お互いにどうだというようなことは、今のところございません。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 今日の質問の目的は、1点目は加美町の山の状況を少しでも認識したい、それをみんなでちょっと確認したいということが1点ありました。2つ目については、契約の要請はない、町の不利益になるような契約にはなっていないということを確認できたかと思えます。

それで2点の目的は達成できたと思いますが、まだまだ課題はたくさんあるかと思えます。ぜひ、町の主体性を発揮して風力発電に向かっていっていただきたいと思えますし、町長の自然環境の保全と暮らしのための開発の調和をしていくというふうなスタンスを守りながら、進めていただきたいと思えます。

終わります。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、8番伊藤由子さんの一般質問は終了いたしました。

暫時休憩します。11時10分まで。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告7番、16番伊藤 淳君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔16番 伊藤 淳君 登壇〕

○16番（伊藤 淳君） 質問に先立ちまして、今を思い起こすところ約55年前ですかね、私中新田中学校で今頃の夕方になると靴下もろくすっぽ履かない、片方はだして白と黒の球を追いか

けて、まぶれてサッカーをやっていた少年だった時代があったんですが、日本のサッカーをやる人間なんていうのはアウトローでまともな人間がいなかったんですけども、そのうちの1人でありまして、それが今全世界のすばらしい日本が一つになって戦うようなすばらしいスポーツになったということで非常に誇らしく、今わくわくした気持ちで今度はベスト8になるかと非常に期待をしましたが、残念ながらベスト16ですか。でも、世界と闘える日本のサッカーが存在したということで非常にうれしく思っております。そういう思いを引きずりながら、質問をしたいと思えます。

まず1番目なんですが、外来植物の駆除・防除の対策についてと題しまして、昨今町のあちらこちらで外来植物、主にセイタカアワダチソウなんですがこの生育が著しい。この一見きれいな黄色の外来種は元来生えている植物を押しよせ、あゆの里公園の町有地においては栽培しているのがごとく一面に生い茂り、まちなかの空き地にも我が物顔で繁茂しているというような状況です。

このことについて、町はブラックバスの対策と同様に生命力の強い外来種に対してどのようなお考えを持ち、町固有種を保持するためにどのような政策をとっていくか。その必要性への考え方と、駆除・防除など今後の対策についてお伺いをしたいと思います。お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 日本のベスト16入り、おめでとうございます。伊藤淳議員のような熱烈なファンの力も大きかったんだろうというふうに思っております。ただ、一方植物に目を転じますと、なかなか日本の植物は外国の植物にかなわないようございまして、セイタカアワダチソウのような繁殖力には駆逐されつつあるというふうなことだと思っております。

それでは、セイタカアワダチソウについてのご質問、外来種の駆除・防除対策についてのご質問にお答えしたいと思います。このセイタカアワダチソウは北アメリカ原産で、8月から11月にかけて繁殖する強い繁殖力を持つ植物であります。外来生物法で要注意外来生物に指定されております。

特定外来生物は、生態系や人体、農林水産業に悪影響を与える恐れがある国外由来の種のことでありまして、2005年に施行された特定外来種生物被害防止法という法律がありますけれども、これに基づき環境省が指定をしております。植物だけでなく昆虫や動物、その他の種子や卵なども含まれますけれども、指定されますと研究目的等で許可を得たものを除き輸入・販売・栽培等が禁止されているものです。

セイタカアワダチソウを含む外来種の侵入経路につきましては、様々な経路が考えられますが、移動する鳥獣類のふんなどに混入していたり、強風などの自然界の力で繁殖に至ったのではないかというふうに考えられております。このように外来植物が増殖・増加している状況におきまして、まちなかの空き地では外来植物を含め雑草について近隣住民よりご連絡をいただくこともあります。

町有地の場合も必ず状況を確認し、環境衛生上問題がある場合は、民地の場合でも所有者に現場写真を同封の上連絡をしております。所有者が遠方の場合は、シルバー人材センターやまちなかの対応事業者の案内も併せて行っております。雑草繁殖による病害虫の発生と緊急を要する場合を除き、民有地の刈り払いは行っておりませんが、路肩や公園等の公共エリアの場合は担当課のほうで対応しているというところであります。

また、あゆの里公園の町有地につきましては、過年の台風や大雨による河川造成の際に、ご指摘の町有地にも流れ込みました。また、公園内に上がった堆積土砂や冬季の雪捨場に残った土砂などもこの場所に置いてきておるため非常に状況が悪く、管維持管理がしにくい状況というふうになっております。

町としましては、外来植物に限らず雑草が生い茂る状況となっておりますので、今後整地工事を行いたいと考えております。その上で、土地の維持管理に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上、1問目につきましてお答えさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） おおよそ雑草が生えているということの連絡があったとき、それに対応するアクションは町では取りあえず起こしていますよという回答ですよ。

それで、まずセイタカアワダチソウなんですが、我々の同僚議員の中にセイタカアワダチソウの駆除後に呼吸困難を発症して、ギラン・バレー症候群に陥ったという実例があります。今、この中にいます。後述しますが、これは薬効効果もあり、また毒にもなるという植物であるということを前提に、認識しつつ質問をしたいと思います。

人の手の入っている場所では、比較的きれいに除去されているんでありますけれども、町のあちらこちらの人の手にかからない空き地では、まず歩いて見て生えていないという場所はないというぐらい最近是非常に目立った存在になっています。またお聞きしますけれども、過去において駆除要望というか、非常に大きな規模で例えば対策を講じてほしいとか何とかということ、個的なレベルではなくて大きな団体からの要望とか何かそういったことというのは、

過去にありましたでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長です。

過去に個人の方から、先ほど申し上げた場所とかいろいろなところでセイタカアワダチソウのお話がございます、何とかできないかという、そういったご相談はいただいております。そのときに、当時の森林整備対策室長にご相談をしているいろいろ対応を考えたんですけども、実際の駆除には至らなかったということでもあります。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） 分かりました。今始まったことではないということなんですよ。

この植物、先ほど町長の説明をいただきましたけれども、1900年頃（明治30年頃）に観賞用、あとは蜜蜂がハチミツをつくるために花から蜜を集める蜜元植物として導入されたものであると。戦後に分布して拡大したものとされていますが、1970年頃より刈取り、1980年頃からは植物遷移の進行に伴って荻とかススキと交代が始まって、生態系を変えつつあるというような状況になっているようです。

我が町でもこの数年、黄色の花をつけた植物をあちらこちらで見て、非常にきれいだなど一見思うんですけども、枯れた後は本当にとんでもない姿になりますし、この二、三年、もっと前ですかね、五、六年になりますか、町の有志の方が呼びかけをして、あゆの里公園のススキ野原を復活しましょうというようなことで、セイタカアワダチソウの駆除運動をされたということがありました。そうしたボランティアによって、一時は一部除草されきれいになったのでありますけれども、それも一時的なことであり、それにも増して繁殖力が強くて目につく場所全てに拡散しているというのが現状のようです。

このボランティアの方が清掃したという事実は、町では把握していますか。

○議長（早坂忠幸君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。

すみません、私はちょっと分かりませんでした。すみません。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） 建設課で分からなくても、誰かそういうことを知っていたなとか、みんなで声かけて駆除運動をしたなというようなことを見かけたり、お知りの方はいらっしゃいませんか。

○議長（早坂忠幸君） いないようです。

○16番（伊藤 淳君） みんな定年になっているって。

いずれにしても、今さらあれですけれどもセイタカアワダチソウ、また申し上げますけれども北アメリカの原産ということで町長の説明がありました。これは帰化植物であって、人為的な手段で持ち込まれた植物のうちで野外で勝手に育成するようになったものを指すそうなんですけれども、とにかく繁殖力が強くて、駆除の方法は根から抜き取って、花が咲いても種になる前に刈り取れば種子飛散による他の場所への拡大は防げるものだというので、その駆除の方法も確立して知られております。成長の初期からほかの植物の成長を阻害するために、芽生えの時期から駆除する必要があり、年に2回以上刈取りを行わなければ成長や開花・種子飛散を抑制することはできないということでもあります。

この点から、こういう性格というか植物の性質を把握した上で、今後その除去とかの対策を先に向かって試みるのも一考かと思うんですけれども、今の話を聞いて何かないですか。来年、再来年に向けて。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長です。

町有地につきましては、先ほどの答弁でもありましたように河川敷なんですけれども、台風のとときの残骸とか雪捨場として利用しているところには土砂が堆積して、草刈りをするのにもしづらいような状況になっておりますので、そこについては整地をして作業がしやすいようにしようかなというふうには考えております。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） 当然、公の土地であればそれを除去するには公が関わる必要があるでしょうけれども、それだけじゃなくて今申し上げたのは、これ後述しますけれども、とにかくアワダチソウそのものが非常に薬にもなって、かつ害になっているという現状なんですね。

それで、環境省が生態系阻害防止外来種リストに載せている植物であるし、侵略性が強くて生態系や人の生命、先ほどギラン・バレーの話もそうですが人体とか農林水産業に被害を及ぼす、またはその恐れのある外来種であり、総合的に対策が必要な植物であるというふうに環境省は言っています。総合対策外来種ということだそうですが、甚大な被害が予想される以前に町でもまだあまり大したことないという状況のうちに、この植物に全て覆われてしまう前に何かの方策をとるべきだと思うんです。

さっき、ありませんかと言ったのは、例えば町でやることもさることながら町内会と一緒に何とか運動みたいなこと、この時期にみんなで除去しましょうというようなことをしないと、

これは非常に繁殖性が強いですからまた生えてくるということを繰り返すわけですね。でも、この植物は益ではないという状況なので、例えば町の多数の町内会とか地域ごとと一緒に駆除週間を設けるなどして、運動化するというような対策を講じて来期に向けて、やる時期は先ほども話しましたがけれども8月から11月頃、これ種子が飛んでどうのというその時期に取らないとまた同じことになるので、そういった運動をお考えになってはいかがでしょうかという提案も含めてどうですか。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長です。

今ご提案のあった件、検討させていただきたいと思います。やはりお話を聞いておりますと、個別に対応するというのはなかなか効果がないというふうに思いますので、町内会だったりいろいろな形でまとまった駆除と言いましょか、そういった運動を検討させていただきたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） とにかく考えないと、この町はセイタカアワダチソウに浸食されてしまっています。

ここで、別にならりと視点を変えて厄介者扱いされているこのセイタカアワダチソウというものを、別な視点から見てみたいと思うんですけれども、この植物は多様なポリフェノールというものが高含有で含まれている植物として、抗酸化作用があって人体に有害な活性酸素を取り除くというような効能もあるようです。葉っぱには炎症を緩和するフラボノイドが含まれており、ヨーロッパでは葉っぱを潰して虫刺されの治療やけがの止血や洗浄液として用いられていると。ネイティブアメリカンにおいては、重要な薬草として整腸剤や風邪やけが、民間薬として用いてきたという長い歴史があるそうです。さらにデトックスの効果もあって、アトピーとか長年の喘息、胃腸病、腎臓結石、腎臓炎とか膀胱炎、リウマチ、乾燥肌、これにも効果があるとされています。

こんな点から、いろいろな規制があると思いますけれども、我が町では薬用植物栽培に力を入れている町として、何らかのこういったものを逆転の利用でもって使えるような方向、そういうこともお考えになるのはいかがですかというようなことも提案したいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

ただいまのご質問についてでございますけれども、先ほども町内会の活動として呼びかけてはどうかといったご質問もございました。今後そういった運動が展開されると、大量のセイタカアワダチソウが刈り取られることとなりますので、そういった流れの中でその収穫したものについて今議員さんおっしゃった方向に活用できないかとか、そういうことを検討できればというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） いずれにしても、この植物に対しては国もその特性や駆除の方法も既に分析済みだというようなものです。先ほど提案も申し上げましたが、前向きに対処したいという回答もいただきました。町の生態系の維持のためにも、ぜひとも実行してください。

ただその実行の仕方で、先ほど申し上げましたが我々の同胞のように呼吸困難に陥るようなことがないように、きちっとマスクをして手袋をして素手で触っては駄目だよというようなことも含めて、指導も含めてそういう運動に展開していただければありがたいと思います。

次の質問に移ります。誰でも一目で分かる住所の表示について。

2003年の平成の大合併から、早19年が過ぎようとしています。しかしながら、火災や災害発生時の場所の特定や、普段の物品配送や人的移動の際の場所の特定に、いまだ苦慮しているという実情に対してどのように考えているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、2点目のご質問にお答えをいたします。

お話のとおり合併から19年になるわけでありましてけれども、いまだに地域の特定には苦慮している方もいらっしゃるということでございました。

住所の表示につきましては、これまでも平成26年9月の一般質問でもございましたけれども、加美町の誕生に向けた合併協議の中でも、旧町名を残すとか残さないといったご意見がいろいろあったようでございます。当時の合併協議会において検討されてきた中で、合併協定項目の18としまして中新田町・小野田町・宮崎町を加美町に置き換え、字の区域名及び名称については現行の通りとするというふうにされております。

合併19年になりまして、大分町民の間にも浸透してきているのではないだろうか。それから民間の配達業者等についても、混乱なく対応されているのではないかとというふうに私どもとしては認識をしております。

こういったことから、現在の住所表示については現状変更する必要があるとは感じており

ませんので、そこはご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。よろしくします。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） この内容の質問については、今回で3回目です。初回は2010年（平成22年）3月9日、佐藤町政の時代でした。加美町を「カミチョウ」と発音されることに対する不快感と同時に、旧3町の復活を提言させていただきました。

当時の答弁では、歴史的な由来のある名前についてはいろいろな形で保存する、あるいは残していく責務があるんだろうと思うという当時の町長の回答です。したがって、加美町を「カミチョウ」というこの言い方、呼び名の是正とともに今後どうしたらいいかということについて庁内で検討するという回答をいただきました

そして、2度目の質問です。2度目は、2014年の平成26年9月の3回目の定例会での質問で問題の提起をさせていただきました。これは、猪股町政になってからであります。場所の特定に際し、中新田、小野田、宮崎がなくなってしまったことについての問いに対し、当時猪股町長は先ほどの答弁と同じように、特に復活の必要は感じていないと。さらに、変更経費が2,500万円ほどかかる。町名復活よりも地域間の交流や仲よくすることが必要であるという回答をいただきました。

ここでお聞きしますが、8年経過した今日常の生活を送りつつ、今でも旧3町名の必要は全く感じてはおられませんか。日常の生活を暮らしていて、町長の場合全く感じませんか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私、特段感じておりませんし、感じているという声もあまり聞きません。かつては小野田の「城内」が中新田の「城内」と同じようにありますから、紛らわしいという話も聞いたことがありますけれども、最近はそのようなことも聞かなくなりましたので。やっぱり19年たちましたから、皆さん方に定着してきたのだろうなというふうには思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） 個人的な見解というか、ただ普通の人よりも動いたり把握したりという作業が何十倍も多いポジションにおられる方ですから、大体どこの地域がどうなってこうなってと非常に頭の中に全部入っていると思いますけれども、町長の個人の見解は見解としてお聞きしておきます。

この点においては、町民の方も日常生活を送る際に、中新田であろうが小野田であろうが宮

崎であろうが全く関係なく過ごされている方には、何ら意味のない事柄かもしれません。しかし質問事項に書いたとおり合併して19年もたっている今、19年もたっているんですよ。ところが、いまだに地域の特定ができないで困るという立場の方も多くいるという事実、必要・不必要大きく見解も分かれるところだと思います。

先日というか今年の夏なんですけれども、こんなことがありました。私生業で一応商売で動いていますから、西古川の駅に配車の依頼があって、車をよこしてくれということで私が行きました。そのときに、30代前半ぐらいのぴしっとスーツを着た非常にビジネスウーマンというか身なりのいい女性が、どちらまでおいでなんですかと聞いたら、加美町字「シカハラ」にお願いしますということだったんです。どんな字を書きますかと言ったら「鹿原」なんですね。私だからいいんですよ、「シカハラ」でも「カノハラ」でも分かるけれども、それがたまたま私のような人が登米から来て仕事していて、加美町「シカハラ」ってどこさ行けばいいのさという話になるわけですよ。そこに小野田と入っていれば、すぐに場所は特定できますよね。そういうことが日常的に起きています。

今、ちょっと皆さんにお聞きしますけれども、皆屋敷、五百刈、樋田、これはどの地域か皆さんお分かりになりますか。分かる人、手を挙げてください。さすがに地元の方は分かりますよ、そうでない人は分からないんですよ、全くね。これ、全部小野田ですよ。こういう状況なんですね、今ここでも。それが今関係ないよということは、配送なり何なりの方は分からないですよ。どうしたらいいのと、どこにも聞くところないですよ。今ナビとか何かがすごく出ていますから、そういうのですぐに分かるといえばそれまでなんですけれども。

この名前に関しても、合併協議ですったもんだすったもんだ大騒ぎしたのを私覚えています。でも、大崎はちゃんとそれぞれの名前を冠で残しているから、何の支障もなく今あんなに広い大崎で、例えば鳴子も残ってしますし、岩出山も残っているし、鹿島台も松山もみんな残っているんですよ。ところがこの町、たった3つの中新田・小野田・宮崎を取ったがゆえに、加美町字北田、加美町字品沢、加美町字長檀、本当にどこだか私は分かりません。小野田の人だけは分かるんです。

今は人の移動も非常に範囲が広がっていますし、仕事や営業でもいっぱいいろいろな人が出たり入ったりしています。こういったときに、加美町字何たらと言われても本当に分かりませんし、ましてや最近外国の方がいらっしゃって、その人が場所を説明するのに自分ができないので第三者に頼むわけですよ。頼まれた第三者もこの町の人でないから、場所がどうだか全然説明ができない。せめて大枠でも中新田・小野田・宮崎があれば、あの辺だよということが

分かるものだと私は思うんです。

ですから、すぐやれということじゃないです。再考の余地があるかどうか、社会調査等の必要もあるんじゃないですか。70年たったから、ああ違う、違う。19年たったから、70年たったのは私なんですけれども、この町がもう変わってきていると。70年たった私がわけ分からなくなっているんだけれども、19年たって合併して1つの町になって豊穰して仲よくなっているにも関わらず、いまだにそういう状況。町のスタッフ、幹部の人もみんな分からない。分かっているのは3人だけ。こんな状況で不便がないということと言い切るというのは、いかがなものかなと私思いますね。

再度申し上げます。この町、例えば中新田は合併協で論じる前に、714年間も中新田と使ってきたんですよ。さらに、小野田は693年間小野田です。宮崎は、680年前から宮崎なんですよ。これを合併協の一部の、あのときの発想でもって決定したがゆえに、いまだにその弊害を引いて苦慮している町民がいると。ですから、すぐやれとは申し上げませんが、町でそういった人がいるのかどうかということの調査ぐらい、社会調査なりアンケート調査でも何でもいいですけども、どれだけみんなひどい思いしているのというぐらい聞いていただくというようなことをやっていただきたいと思うんですが、いかがですか町長。副町長ですか。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長です。

あの当時合併協議会にいましたので、この決定に至るまでの経緯は議員お話しのとおりでありまして、通常市でありますと市の次に旧町名を付すということはできるんですけども、町村の合併の場合は町の後に旧町名を付すというのはあまりない。それで、住所はできるだけ短くというそういったこともございまして、それぞれの旧町では同じ字名がないということでこのような決定をされたというふうに、当時の記憶でありますけれどもそういう形で決めさせていただきました。

今後、調査をするということにつきましてはどういう形で、全町民に聞くのかそれとも一部の方に聞くのかについては、ちょっと検討をさせていただきたいと思います。今のところは、先ほど申し上げたような形ですので、よろしくをお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 午前中時間ありますから、最後の1回だけ特別に。もう、時間は過ぎていきます。

○16番（伊藤 淳君） 皆さん行政マンだから分かると思いますけれども、これ地方自治法の260の第1項を後で見てください。全然難しいことじゃないです。議会がうんと言え、それ

でいいんです。そんな決まりです。2,500万円かかるというけれども、後で聞いたら1銭もかかりませんよと。中新田・宮崎・小野田とパソコンに打ち込めばそれだけのことですよということで、当時何か、お金かかるお金かかると、その前から歴代答えが返ってきたんだけど、実際どうなのといったら、いや打ち込むだけだから1銭もかかりませんよあれと。かかるとすれば会社が封筒つくったり、何かあるとき住所入れるぐらい。それで、値段かからないんですかという話です。

ですから、例えばやり方としては全部無作為抽出でもいいし、何か社会調査のやり方はいっぱいあるじゃないですか。例えば区長会に来たときに、区長さんちょっと一言。今こういう話が出ているけれども皆さん大変ですかとか、民生委員の方がいっぱい来たときに、いろいろな仕事していてやっぱり住所は小野田・中新田・宮崎ないと大変ですかとか、それで聞けばいいじゃないですか。そんなこと、簡単なことだ。やるかやらないか、やる気があるかどうかの問題です。ぜひ再考していただくことをお願いして、終わります。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、16番伊藤 淳君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、暫時休憩いたします。13時まで。

午前11時43分 休憩

午後 1時00分 再開

休憩を閉じ、再開いたします。通告8番、1番尾出弘子さんの一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔1番 尾出弘子君 登壇〕

○1番（尾出弘子君） 1番尾出弘子です。

では、今日は加美町の防災について、2番目、鳴瀬地区の活性化についてお伺いいたします。今年7月の大雨被害を鑑み、住民も町も危機管理意識を持って防災に取り組むことが大切だと思います。

以下の点について伺います。1. 現在の各集落における避難訓練実施の実態を把握していますか。2. 例えば消防団員などを対象に、各集落で地域防災の指導に当たる加美町防災指導員を設ける考えはないですか。3. インクルーシブ防災の重要性が叫ばれています。昨年国が市町村の努力義務とした個別避難計画の作成がありますが、誰一人取り残さずみんなで助かる、そういったインクルーシブ防災の重要性が叫ばれておりますが、高齢者、障がいのある方、また、外国人に対応する避難生活はあるのか。

以上、3点についてお伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは尾出議員のご質問、加美町の防災について3点について回答させていただきます。

1点目の現在の各集落における避難訓練実施の実態を把握しているかというご質問に対して、お答えをさせていただきます。

まず、昭和4年度加美町防災訓練であります。公助となる町の関係機関の訓練だけではなく、各行政区においても自分の身は自分で守るという自助はもちろん、災害時の共助となる自分たちの地域は自分たちで守るとの考え方から、各行政区の自主防災組織が防災意識と地域の防災力の向上を図ることを目的に訓練を実施いたしました。

町が行う防災訓練の際には、訓練前の報告として行政区の訓練内容及び使用する資機材などを記載した防災訓練実施計画報告書と、報告後に訓練結果を記載した防災訓練実施結果報告書の提出をお願いしております。各参加する行政区長さんから報告をいただいております。

今年度の訓練は、コロナ禍ということもありまして訓練内容を縮小するなど、各行政区の実情に即して実施していただきました。報告書では、安否確認や資機材確認など様々な訓練項目がありますけれども、実施した行政区は47、そのうち避難誘導訓練を行ったところは11行政区となっております。

2点目のご質問、各集落で地域防災の指導に当たる加美町防災指導員を設ける考えはないかというご質問にお答えをさせていただきます。

東日本大震災をきっかけに、国縣市町村による公助のみならず、地域や企業が一体となって防災減災対策の活動に取り組む自助、共助の重要性が改めて認識されております。また、地域において防災活動の中心となります地域防災リーダーの役割が、より重要になっております。

宮城県防災指導員は、県・県民・事業者及び市町村が一体となって災害対策を推進することを目的に、平成21年4月に制定された震災対策推進条例に基づく知事が認定する地域防災リーダーであります。宮城県防災指導員の認定を受けるためには、原則として県が実施する養成講座を受講し、修了する必要があります。今年は、11月26日に中新田公民館を会場に防災指導員のためのフォローアップ講習が実施されております。現在加美町では、宮城県防災指導員として192名ほど認定登録されております。うち、消防団や婦人防火クラブの方は45名となっております。

防災指導員は、平時には講習で学んだ知識及び技法を生かし、地域の皆さんへの防災の基礎知識の普及啓発や防災訓練の企画など、非常時には住民の安否確認や避難誘導、避難所運営など、自主防災組織や地域の防災活動のリーダーとして活躍することが期待されております。町の考えといたしましては、この制度を活用し消防団員はもとより消防団員以外の町民にも広く受講していただき、町や地域の防災減災に取り組んでまいりたいということであり、リーダーの育成をしてまいりたいというふうに考えております。

3点目のインクルーシブ防災の重要性であります。まさに非常に重要な視点であると、町でも認識をしております。過去の災害では、高齢者や障がい者を取り残されて亡くなるケースが多くありました。2011年の東日本大震災では、犠牲者のうち65歳以上の高齢者の死者数は6割、障がい者の死亡率は被災者全体の死亡率の2倍であったとの報告もあります。

このような教訓から、2015年に仙台市で開催された第3回国連防災世界会議がきっかけとなり、先ほど議員からお話があった、誰一人取り残さない防災を目指すインクルーシブ防災が広まったとされております。特に災害時では、高齢者や障害者など災害時に配慮を必要とする避難行動要支援者への支援は、自主防災組織や隣近所の共助による支援体制なくして成り立ちません。

町では、平成26年度から高齢者や障害者により自力で避難することに不安のある方が、地域の中で支援を受けられるよう平常時から必要な情報を町と地域で共有し、安否確認や避難支援活動のために活用できる避難行動要支援台帳を整備しております。毎年更新した名簿を行政区長や民生委員、児童委員や消防署・警察署に配布し、情報を共有しているところであります。

昨年改正された災害対策基本法では、令和元年の台風19号などの近年の災害においても、多くの高齢者や障がい者の方々が被害に遭われている状況を踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため避難行動要支援者の個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。議員、お話しのとおりであります。今後、加美町においても個別避難計画の作成を推進してまいりたいと考えております。

また、加美町地域防災計画に位置づけられております浸水想定区域内の福祉施設や学校、保育所、幼稚園などの要配慮施設について避難確保計画を作成していただき、水害時の避難訓練を年に1回実施していただいております。

次に、外国人への支援対策でありますけれども、現在加美町の外国人は11月末現在で約200名ほど住民登録されております。加美町では、現在最新の情報を掲載した防災ハザードマップを作成しておりますが、併せて英語版のものも作成しております。外国人が就労する事業所や

町の国際交流協会などを通じて、お配りしたいと考えております。

今後、町としましては防災啓発用標識の外国語の併記や、関連する事業所にも防災訓練の参加を働きかけてまいりたいと考えております。

以上、防災に関する御質問3点についてお答えさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） それでは、再質問に入りたいと思います。

まず1番の避難訓練実施を把握しているかということについてですけれども、各集落での訓練または計画について、お手本となるような事例はありますか。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（佐々木 功君） 危機管理室長でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまいただきましたご質問についてお答えさせていただきたいと思ひます。

8月に実施しております加美町防災訓練と併せて、自主防災組織ごとの防災訓練も実施してございます。訓練の主な内容でございますけれども、情報伝達訓練、あとは安全行動、避難訓練、集会所等に備えております資機材の確認などが、主な訓練内容になってございます。自主防災組織の訓練によってでございますけれども、平時と緊急時のチラシを用いましてハザードマップの活用についての説明、また行政区内の水害による危険が想定される場所を確認して、行政区独自のハザードマップを作成している行政区もございます。

あと、安否確認訓練のほうでございますけれども、無事を確認するために黄色いタオルなどを、自宅の前の目のつくところに表示している行政区もございます。あとは、実際に車椅子を使用いたしまして基本的な操作方法、あとは介助方法などの訓練も行っている自主防災組織もございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） 前回の6月定例会での質問で、集落での防災組織の活動内容は集落ごとに内容を提出してもらおうということでしたが、今現在全部の集落で提出していますでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（佐々木 功君） 先ほど町長からも件数のほうを申し上げましたけれども、実際に訓練を行っていただいた行政区と、あとはコロナ禍

で中止になった行政区もおられます。まだ提出されていない行政区も、中にはございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） ありがとうございます。

私が感じているところでは、私は鳴瀬地区の下新田下なんですけれども、やっぱり鳴瀬川の氾濫ということが一番危惧されますし、ハザードマップでも浸水地域なんですけど、今まで何もそういうのがなかったのでもちよっと危機意識に乏しいかなという印象があるんですけども、まあ大丈夫だろうという気持ちがあるのか。ただこれからは、そうは言っていられないと思うんですね。そこで、やっぱりもうちょっと町民の危機意識を高めて、本当にすぐそこにある危機だということをみんなが共有しなければならないと思います。

そこで、広報かみまちに防災シリーズとして、各集落の取組などを載せてはどうでしょうか。町民みんなが刺激を受けて、関心を持ってくれるのではないかと思います。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（佐々木 功君） 危機管理室長でございます。ご意見ありがとうございます。

現在につきましては加美町の広報紙、あとはホームページを通しまして防災に関する情報について提供させていただいております。今後につきましては、町民の皆様へ防災に関わる情報を提供する際に、自主防災組織の取組等を載せて周知のほうをさせていただければというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） それでは、2番の加美町防災指導員を設ける考えはということで、町長の答弁がありましたけれども、県の防災指導員というと個人でお金も出さなければならないですし、いろいろハードルが高いと思うんです。それはそれとして県の指導員の方が各集落に来て、指導できる立場の人が各集落にいれば、それは地域の安心安全につながると思いますので、消防団員の方と限らずともそういう地域に安心安全を確保するような指導員がいることを、ご検討をよろしく願いいたします。

それから、あと3番目のインクルーシブ防災についてですが、先日テレビで、円安で外国人の確保が大変である、外国人労働者が入らないと事業が回っていかないというインタビューを受けている方がいました。加美町でも、外国人を雇う企業がたくさんあります。現在200名いらっしゃるということですが。

そこで、外国人の防災については加美町の国際交流協会とも連携して、安全に避難できるよう、マニュアル作成・避難訓練等の実施をお願いいたします。その点についてお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（佐々木 功君） 危機管理室長でございます。

外国人の皆さんへの防災に関わる支援対策でございますけれども、まず1つといたしまして加美町のハザードマップ、現在新しいものを作成中でございますけれども、そちらの外国語版を作成してございます。その外国語版を、就労しております事業所さん、あとは加美町の国際交流協会を通じまして配布したいということで考えてございます。

また、防災の意識づけにつきましては、外国人の皆さんが就労している事業所に防災訓練の参加ということ呼びかけていきまして、今後啓発していければというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） 外国の方が安心して働ける環境をつくるということが何より大事だと思いますので、ぜひそのところはしっかりやっていただきたいと思います。

それでは、町長にお伺いします。町長は先日の全国市町村長会議で、防災についてのセミナーに参加されたと伺いましたが、これは何か必要だなとか、ちょっと感じたところがあれば教えてください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 全国市町村長会議が行われまして、参加をしました。実は、その後全国防災危機管理トップセミナーというものも開催されまして、参加する首長は実はあまり多くなかったのですが、私はトップとして大事だというふうな認識で参加をいたしました。

様々な方々から講義を受けたんですが、1人、東京大学の大学院の総合防災情報研究センターの関谷先生から、社会心理学の先生のようにありますが、1つの事例として平成27年の台風17号・18号の二つの台風の影響によりまして、9月9日から10日にかけて木戸川上流で大規模な大雨が降り、下流部で大変な被害があった。堤防が決壊して、被害があった。常総市では2人の方が亡くなり、40人の方が負傷し、全壊53件、半壊1,581件と大変な状況だったわけでありまして、調査をした結果、自分の住む地域や近隣の地域が水害による浸水の危険性があると認識していた方はわずか36%、61%の方は危険性はないと思っていたというふうに回答

しているんですね。そのほかのことも、ほとんど皆さん危機意識がないということが、アンケート調査で分かったということでした。

おそらくこれは、ここの常総市だけではなくてどこであっても同じような状況なんだろうというふうに思っています。まさに先ほど議員がおっしゃったようなことは、鳴瀬地区に限らずどの地域でもまだまだ薄いのではないかとというふうにも思っております。

ですから災害のときに、ここでは土砂災害の事例ですけれども、土砂災害は基本的には屋内で避難しないで亡くなっているということなんですね。危機意識がありませんので、いろいろな自治体等からの避難警告等々が出て、避難しないので家で亡くなっているということのようです。ですから、防災意識の向上だけでは、なかなかそういった災害からの犠牲を防げないというふうなことであります。

関谷先生は、情報が自分ごと化されていない、知られていない、情報が実は増加している、多様化している。そのことによって、個人的にも処理されにくくなっている、理解されにくくなっているということもおっしゃってございましたし、それから情報があまりにも多過ぎる。そして多角化することによって、情報そのものは軽くなっている。よって、人は避難しないということでありました。しからば、何をしなきゃならないかということですが、とにかく早めに繰り返し情報を出すということ。そして、住民が困ることと住民の命を救うこと、とにかく迷ったら避難を促すというふうなことを関谷先生から学びました。

加えて、被災対応の経験のある首長たちが15人ほどいて、市町村長による危機管理の要諦というもの、初動対応を中心としてというふうな資料も消防庁のほうからいただいたわけでありますけれども。ここで首長たちが言っていることは、自然の脅威が目前に迫ったときには勝負の大半がついている、大規模災害発生時の意思決定の困難さは想像を絶する、平時の訓練と備えがなければ危機管理への対応はほとんど失敗する。ですから平時の訓練、備え、これが大事なんだということを改めて感じさせていただきました。

また避難訓練、先ほど避難を促すということでありましたけれども、避難勧告・避難指示は真夜中であっても、たとえ空振りになっても人命第一の視点から躊躇なく行うということなど、首長のリーダーとしての心得といいますか要諦、そんなこともまた改めて学ばせていただきましたので、気象の変化によって加美町でも水害等の被害は起こり得ることありますので、私もトップとしてしっかりリーダーシップを発揮できるようにしたいと思っておりますし、地域においても危機意識、自分たちがどういうところに住んでいるか、どういうリスクがあるかということ認識した上で日頃訓練を行う。それがなければ、災害から逃れることはできないと

いうことだろうと思っております。大変いい勉強をさせていただいたと思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） 今町長がおっしゃったように、やっぱり実際に避難の訓練を行動に起こして、地域の一部の係の人だけがやるんじゃなくてみんなを巻き込んで、実際に避難場所までお年寄りもそれから障がいのある方も、みんなで1回はやってみるということが危機意識を高めることだと本当に痛感していますので、ぜひ各集落でそういうことを、忙しいからなかなかできないかもしれませんが、とにかく1回はやってみるということが必要だと思っております。

では、次に2番目の鳴瀬地区の活性化についてお伺いします。

鳴瀬地区は、少子高齢化の波を受けて鳴瀬小学校の児童数も減り、複式学級になるのも時間の問題です。先般の町政懇談会では、住民から要望が出ました。そのことなどについて伺います。まず1つ目、鳴瀬地区に若い世代向けの住宅をつくる考えはないか。2番目に、鳴瀬地区の活性化のため地域おこし協力隊を活用できないか。このことについて伺います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、鳴瀬地区に若い世代向けの宅地をつくる考えはないかということについてご回答申し上げます。

町では、これまで遊休町有地を活用し中新田広原地区に広原スマイルタウン16区画、小野田下原地区に下原レインボービレッジ13区画を整備し、2か所合わせて29世帯109名が現在生活をしております。若者世帯の定住促進に、大きな効果があるというふうに考えております。

宅地分譲事業につきましては、町が行う場合はまとまった数の住宅を建設できる広さを有する遊休町有地が必要となります。現在、町内では民間事業者による宅地造成事業が活発になっておりまして、町が保有する遊休地の利活用について検討進める場合においても、まずは民間事業者による開発・活用を第一に考え、必要に応じて宅地造成や住宅整備について検討してまいりたいと考えております。

また、地域おこし協力隊OBや移住者の方が、鳴瀬地区の空き家を利用し定住しております。今後も地域皆さんにご協力いただきながら、空き家の利活用についても合わせて検討しながら若者世代の移住・定住を促進してまいりたいというふうに思っております。

続いて、地域おこし協力隊を活用できないかというご質問についてお答えいたします。

現在、加美町では10名の隊員が、それぞれの地域で地域おこし活動を行っております。地域

おこし協力隊制度については、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、地域ブランドや地場産品の開発、販売PRなどの地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援など地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組となっております。

これまで、3名の隊員が鳴瀬地区をフィールドとして農業の振興を目的とした活動に従事し、うち1名が鳴瀬地区内の空き家を借りて定住しております。地域おこし協力隊が行う活動は、地域振興から地域力向上に至るまで多岐にわたります。こういった活動を通して地域の皆さんとのつながりを深め、隊員自身が地域に魅力を感じることで、定住・定着につながるものと考えております。そのためにも、鳴瀬地区においてどのような活動を行うことで地域の活性化につながるのか、あるいは地域活性化のために具体的に実施した活動などについて皆さんのご意見を伺った上で、地域おこし協力隊員としてどのような活動ができるのかを検討してまいりたいと考えております。

また、今町が進めております地域運営組織、鳴瀬地区のコミュニティ推進協議会がありますので、地域運営組織をつくって地域の課題は自分たちで見出して自分たちで解決をしていく。それを町が様々な制度を活用しながら支援していくという、こういった姿が望ましいと思っておりますので、ぜひ地域運営組織の設立に向けても議員さんのお力をお借りしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） かつて中新田町時代に旧鳴瀬保育所、今の沖地区の集会所のところで空いている左側のスペース、あそこに住宅をつくったらどうかという話があったそうです。それは、役場のOBの方から聞きました。ちょっと文書とかでは確認していませんけれども、そういう話があったので町としてはお金出せないかもしれないんですけれども、民間企業の誘致というんですかそういうことを民間に、積水とかそういうところに優遇措置をとって、そういうところで鳴瀬地区にいろいろ若者向けの住宅をつくっていただければ、複式学級になるのも少し遅くなるといいなと思っております。

鳴瀬地区は大崎市の古川にも近く、朝夕の通勤時間は車の通行は近道を通るためかなりな量となります。むしろ、西古川高倉地区から人を呼び込むくらいの若い人向けの施策をして、人口を増やすという手段もあると思います。若い移住者が多く、子どもの数が多い小さな町では、子どもに特化した政策、医療と給食費無料、その他いろいろな補助金が多くあり、人口を増やしている実例があります。ぜひ、加美町でも魅力的な施策で若い家族を呼び込むことを検討していただきたいと思っております。20年後に鳴瀬地区が限界集落とならないためにもぜひお願い

します。お願いします、お答え。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 確かに鳴瀬公民館の東側の町有地に、若者向けの宅地分譲という議論をしたことはありました。あまりその時点では、深く実現に向けての議論ということではありませんでしたけれども、可能性ということで話を内部でしたことがありました。

今現在、先ほど申しましたようにまず民間でかなり宅地分譲等、建設等が進んでおりますので、民間にやっていただくということが一番大事だと思っておりますし、遊休町有地も民間に譲渡して民間で宅地造成などをしていただくということが、一番よろしいのだろうというふうに思っております。そういった中で鳴瀬地区の活性化、若者人口の増ということ踏まえた場合、敷地をどう有効活用することがいいのかということについては今後ぜひ議論をさせていただきたいというふうに思っております。

また、ご指摘のとおり非常に鳴瀬地区は立地条件がいいと思っております。古川にも近いですし、仙台にも近いです。ですから、そういった立地条件を生かした地域の活性化、そして若者世帯の呼び込みということも当然やっていかなきゃならないわけですから、先ほど申し上げました空き家の利活用というものについても、さらに取り組む必要があると思っております。それも先ほど申し上げた地域運営組織という形で、自分たちの課題を自分たちで解決していくという、そういった方向性が非常に重要じゃないかというふうに思っております。

また、町としましても子育て支援、決して他の市町村と比べて劣っているわけではなく、むしろ医療費の無料化についても県内2番目で18歳まで所得制限なしで実施しておりますし、出産祝い金とかそれから保育所・こども園の園料といいますか、それも約半分に抑えておりますし、いろいろ子育て支援は行っておりますけれども、コロナが蔓延してから非常に出生数が減っておりますので、やはりこれはなお一層の対策を講じなきゃならないなというふうな認識はしております。どこまで新年度予算に反映できるかどうか分かりませんが、財政状況もありますので。

ただ、そういったことを考えていかなきゃないというふうに私も認識をしておりますので、なお一層努力をしてみたいと思っております。今後ともどうぞご協力のほど、よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） では、2番目の鳴瀬地区の活性化のために地域おこし協力隊を活用できないかということなんですが、先ほど町長が話されたように、地域の課題は地域で解決という

こともあると思いますけれども、地域おこし協力隊の方は農業で入ってもあまり地域に顔が見えないというか、その辺はそういう会社に入って黙々と農業するとかそういうので、何か地域との交わりというかそういうところがちょっと私は見えないんです。ですから、やっぱりもうちょっと地域のことに混ざって、いろいろ活動してもらえればなと思いました。

鳴瀬地区のコミュニティもありますので、そこで今後は地域の課題を地域で解決できるように、そこに元気な地域おこし協力隊の方を入れてもらえるようにしていただきたいと思いますが、そのことについてお願いします。

○議長（早坂忠幸君）　ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君）　ひと・しごと推進課長でございます。よろしくお願いたします。

ただいま、地域振興のための地域おこし協力隊というご質問でございました。先ほど、地域おこし協力隊の制度につきましては町長のほうからもお話しさせていただきましたが、協力隊という形になりますと地域ブランドの開発ですとか地場産品の開発・販売、あるいは農業の振興等々そういった目的を持った形で、基本的に3年以内活動していただいて、できれば町内で自立をしていただいて定住していただきたい、そういったことを目的に実施してございます。

ただいまお話がございました地域運営組織という形で、地域の活性化を目指すような活動、そういった活動をしていただく場合には、現在旭地区あるいは鹿原地区で進めておりますが、そちらで検討する際には集落支援員という制度を活用させていただいております。この集落支援員の制度につきましては、地域おこし協力隊のように任用期間が3年以内という制限がございませんので、やはりそういった地域の組織運営を長期にわたって検討していただく。

あと先ほど地域の方々との触れ合い交流、そういった顔が見える関係、そういったところをやはり長い期間をかけて築いていただく必要がございますので、こちらのほうからもぜひ地域に入らせていただいて地域運営組織設立に向けていろいろ進めていただくに当たってはいろいろなお話等々もさせていただきながら、その際には集落支援員の活用等々も踏まえてお話をさせていただきながら進めさせていただければと思いますので、どうぞご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君）　尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君）　地域でもいろいろ話し合いたいと思いますけれども、鳴瀬の若い人たちと一緒に鳴瀬地区の活性化に向けて取り組んでいく、地域を盛り上げていけるようになればよいと思っております。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、1番尾出弘子さんの一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。13時50分まで。

午後1時41分 休憩

午後1時50分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告9番、14番佐藤善一君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔14番 佐藤善一君 登壇〕

○14番（佐藤善一君） 私は、通告しておりました公共施設の再編と、コロナ時代の自治体経営について一般質問いたします。

町は、公共施設を中央に集約し行財政改革を進める考えであります。少子高齢化という社会環境の変化や財政環境を的確にとらえ、住民の安全と生活を守る責務があります。その上での利便性を確保する公共施設をどう構築するか。公共施設のこれからの整備は、町にとって最大の政策課題となると考えております。

そこで1点目は、生活に直結する公共施設総合管理計画について住民の理解と意思の確認が必要かと思いますが、このことについてどう認識されどのように進めるのか。

2点目は、来年度以降の宮崎中学校の跡地活用については見通しがあるのか。さらに、来年3月から小野田支所・宮崎支所からJAが撤退します。その後の支所の利用形態、活用策についてお伺いをいたします。

3点目は、コロナ感染はなかなか終息の兆しが見えない状況にあります。しかし、これまで築き上げてきたまちづくりの歩みをとめることはできない、こういった思いは町長とて同じ思いかと思います。これまでのコロナ対策が町の政策分野にどのような影響を与えているのか、その対策としてまちづくりの施策の組替えが必要なものはないのかどうか。

この3点について、町長の所信をお伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、佐藤善一議員のご質問3点についてお答えいたします。

公共施設の再編とコロナ時代の自治体経営についてということですが、1と3は関連ありますのでまず1と3を続けて答弁させていただいて、後から2点目について答弁させてい

たきます。

まず、住民に直結する公共施設等総合管理計画は住民の理解と意思の確認が必要だと思ってしまうことでもありますけれども、まさにそのとおりだと思っております。本町は、ご承知のとおり3町合併した町でございますので類似施設も重複しておりますし、非常に多くの施設が存在しているということです。しかしながら、今後の町の人口動態・財政状況を踏まえますと、全ての公共施設等をこれまで同様に維持していくことは困難であることは明らかなです。合理的な公共施設等の管理を進めていかなければならないと考えております。

そこで、町では平成29年3月に加美町公共施設等総合管理計画を策定し、基本的な方針として施設の長寿命化・総量縮減と施設配置の適正化、維持管理コストの削減により40年間で30%以上のコスト削減を図るということしております。また、令和3年3月には公共施設等個別施設計画を策定し、個別の公共施設の在り方について検討してまいりました。今後これらの計画を着実に進めていくためには、議員からもご指摘ありましたように特に人口減少に伴う社会環境や財政環境の変化を考慮していかなければならないと考えております。

国立社会保障・人口問題研究所、通常社人研と言っておりますが、この報告によりますと2040年には加美町の人口は1万5,000人を割り込むとの推計も出されております。そういった数字も参考にしながら、公共施設の在り方について検討していく必要があると思えます。

一方、住民サービスを維持していくということも大事であります。先ほど申し上げましたとおり、財政面等を考慮しますとこれまでと全く同じサービスを提供し続けることは困難とは思われますが、しっかりと代替案をお示しをし、地域住民への丁寧な説明を行い、ご意見も聞き理解を得ながら進めることが肝要であるというふうに考えております。この2つのバランスを取りながら、公共施設の再編・再構築を含めた合理的な管理について進めてまいりたいと考えております。そういった中で、宮崎中学校が来年の3月をもって閉校となります。また、JAの事務所が両支所から撤退するというのも事実であります。

平成4年11月9日に、遊休施設等を含めた公有財産の利活用について検討する加美町公有財産利活用検討委員会を開催いたしました。この委員会において、今お話のあった宮崎中学校の跡地利用、それから小野田支所・宮崎支所のJA撤退後の利活用については最優先で検討すべき事項として協議を進めることにいたしましたところでございます。

現時点において、具体的な活用方法について申し上げられる段階には至っておりませんが、両支所につきましては引き続き行政としての利活用を検討してまいりたいというふうに考えております。

また宮崎中学校でございますが、ここは建物の延べ床面積が8,000平米を超える大きな建物でございます、そのうち校舎が4,000平米強でありますけれども。また、敷地に至っては5.8ヘクタール、かなり広大な敷地でございます。初めて訪れる方は驚きますね、校庭のほかに野球場があって、テニスコートがあって、そして奥にはソフトボールの専用コートがあるという、そして合宿所もあるという、こういった施設であります。

この施設につきましても、個人的にいろいろな方にお伺いしたりしておりますけれども、なかなかこれといった利活用のアイデアが具体的なものは出てきておりません。町は町としまして、様々な情報収集をしております。これを利活用するに当たっては、やはり民間活力というものを積極的に導入していくということが大事だと思っています。

その中で、やはり町が地方創生の第一に掲げております移住・定住の促進に資する活用、さらには昨年度からクリエイターズ・ビーハイブ構想ということで、クリエイティブな人材あるいは企業を誘致するというふうな取組をしております。こういったことも視野に入れていく必要があると思っております。

また3つ目としましては、脱炭素社会を町としても標榜しております。脱炭素先行地域100に応募したいと思っておりますから、その1つのエリアとしての活用ということも考えていかなければならないだろうというふうに思っています。そういった町が今進めている大きな方向・方針、それに資するような取組、なおかつ地域の方々にも愛され、それで地域の活性化につなげていけるようなそういった利活用をしまいたいと思っておりますので、現在様々な方々にお知恵を拝借しながら、様々な情報も収集しながら有効な利活用をすべく情報収集などを行っているというところであります。

戻りまして、2点目のコロナ感染症対策が町の政策分野にどのような影響を与えているのか、政策としてまちづくり施策の取組に取替えが必要なものはないのかというふうなご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

総合計画実施計画につきましては、事業の進捗に合わせて毎年ローリングを行っているところでございます。新型コロナウイルス感染症対策事業の追加等により、計画策定当初の額と実績の額が変わることはございます。また、新型コロナウイルス感染症により計画されていた事業の中止や事業の繰越し、あるいは事業の規模縮小等の影響もございます。現計画において、新型コロナウイルス感染症が政策的な課題及び事業への取組について明記されてはおりませんが、新型コロナ対策により新たに行われている施策の取組につきましては、現計画の施策に照らし合わせて前述したローリングにより事業調整を行っております。

第3期計画の策定業務が次年度から始まりますけれども、国が行っておりますウィズコロナ政策なども踏まえながら、策定作業を進めていくこととなります。

また、公共施設の統廃合によります施設の利活用（DX）、それからグリーントランスフォーメーション（GX）こういったことの推進、脱炭素社会の構築につきましても町民や関係機関の皆様からのご意見を賜りながら、善意と資源とお金が循環する、人と自然に優しいまちの基本理念に基づく施策の策定に取り組んでまいりたいと思っています。

先ほど申しましたように、ウィズコロナの中でこのDX（デジタルトランスフォーメーション）、そしてGX（グリーントランスフォーメーション）こういったものに積極的に取り組んでいき、ウィズコロナ時代に対応できるまちづくりということを進めていく必要があるというふうに感じておるところでございます。

以上、3点お答えさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 全員協議会において、令和38年度までの40年間で町の公共施設の総数、そして維持管理コスト、これを4割以上削減する基本的な方針が打ち出されていたところであります。

そこで、こういったような状況ではありますけれども、地方創生に基づく総合戦略や総合管理計画、こういったものを策定してことが片づくような錯覚を持ってはならないと思います。大事なことは、これをどう実現するかであります。

公共施設は、住民の税金で建設され町が管理運営をしている、いわば住民との共有財産ですよ。施設が廃止になれば、その廃止後住民サービスが低下しないように知恵を出し、住民の理解を得る努力をするのが重要かと思いますが、計画を行程どおり進めるにはこういった点が課題となってくるか、お尋ねをいたします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

今議員がおっしゃいましたとおり、計画を策定して終わりということではないというふうに認識してございます。難しいのは、その計画をいかに実行していくかだと思っております。多くの施設が現在皆さんに利用されておりますので、その施設を再編するということになりますので、そのことによりまして例えば利用者が少し利用しにくくなるというような部分も出てくるんだろうなというふうに感じておりますので、極力住民の方の利用・サービス低下にならないことと計画に従って再編を進めていくというような、両面でいろいろ検討をしていかなくち

やいけないだろうなというふうに感じております。

なお実際再編する、例えば1つの施設を廃止とか閉鎖というところにつきましては、より住民の方のご意見などを伺いながら進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 庁内で、策定委員会や検討部会を立ち上げて検討されているようですが、住民との接点を持たなければ、ただ町独自の判断で実施を押し進めるようなことになれば町民とのずれが生じてしまいますし、また効率性だけで物事を進めると行政のぬくもりが薄れてしまうような感じもいたすわけです。

特に長期計画を見ますと、宮崎支所・小野田支所において福祉センターの機能移転をされることも載っているわけですが、さらには公民館を旧町1か所にとこういうことを考えますと、住民の目線を取り入れた協議・検討する地域経営会議なるものを設置するべきではないかと思うわけでありますが、これは地域内のいろいろな公共施設の在り方を住民も入って協議するという場を設置すべきでないかなと思うわけですが、この点。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） おっしゃるとおり、先ほど課長も答弁しましたが一番難しい点は住民の理解を得ながら、意見を取り入れながら進めていくということだと思っております。やはり、今まで使っていた施設がなくなるということはとても寂しいことですし、不便になりますので、議員がおっしゃったような地域経営会議といった地域住民と意見を交わす場、そういったものは重要だと思っておりますので、参考にさせていただきながら今後進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） その会議でありますけれども、このたびの行政座談会のように高い声を上げたものがまかり通るような、そういったものでは偏った検討になりますので、ぜひこの辺注意されて様々な立場の人、様々な世帯の方が入って検討されるような配慮をお願いしたいと思えます。

比較的統廃合のターゲットに入るのは、コミュニティ関係の施設ですよね。そのほかに生活道路、町営住宅、公園、こういった公共インフラ、これは統廃合ができないものです。こういったものに対する、今後の維持管理の基本的な考え方をお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。今生活道路というお話が出たので、私のほうからは道路に関してということで。

道路に関しては、建設計画の実施計画を見ながら、あとは現状の傷み具合のひどい路線とかというのを確認しながら、毎年予算化して実施しているところがございますが、事業費全体的なボリュームとか、あとはやり手の関係などもあってなかなか計画どおりに進んでいってないというところがあります。一応今のところの方針としては、傷んでいる部分のひどいところの修繕というのを重点的にやっていきたいとは考えております。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長でございます。

各種計画といいますか見通しにつきましては、まちなか居住の関係で北海道大学の先生に加美町の町内の人口の予測、40年後にどの地区に人口がどれぐらいになるんだろうかというようなところの研究といいますか、調べていただいている部分がございます。そういった今後どのエリアでどれぐらいの人口になるのかというようなところも参考にしながら、例えば公営住宅とかインフラの整備とかはどの辺を重点的に行わなきゃいけないのかとか、そういったところを参考にしながら考えていきたいというふうに考えてございます。

よろしくお願いたします。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 町営住宅でありますけれども、これは社会基盤を形成する上からも必要なものだと思います。現在、賃貸住宅として直接供給されておりますが、応募者が多いと抽選をしたり待機者も出ているようです。職員が抽せんするというのは、公的制度としてはふさわしくないと考えますね。だからといって住宅を造成する、そういった資金面でも大変だろうと思います。

そこで、先ほどの答弁にもあったようですが、民間の住宅を活用して対象者、低所得者に家賃補助をするという方法もあるかと思えます。現在、町営住宅は2,000万円維持管理にかかっているようですし、更新の時期に入ると1,000万円から4,000万円といった試算もされているようですが、この辺、現在の自前でやるか民間活用するか、その辺の比較検討をされたことがありますか。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（浅野 仁君） 町民課長です。町営住宅の件についてお答えいたします。

町営住宅については、令和4年度現在管理棟数は414戸になっております。そのうち現在使

用中が328戸で、老朽化した住宅については現在募集を中止しておりますが、今日現在空いている戸数については11戸募集を行っているところです。

議員おっしゃるとおり、町営住宅の管理費については老朽化するに従って増加している傾向です。さらに、近年では新しい住宅を建てないで民間の住宅を利活用して、差額について自治体のほうで補助するという制度を導入している自治体も多く見受けられます。

今後については、町営住宅の建て替えに関しては、議員さんのおっしゃるとおり今までも町営住宅について建て替えの議論をしまいましたが、そういう制度を実際やっている自治体があるということを考えて、よく検討し建て替えについて計上してまいりたいと思っています。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 生活保護も受けない、かといってコロナ支援の政策の網にもかからない、こういった低所得者は実際おられますね。こういった方に生活の基盤である住まいというものがこれからも公平に行きわたるように配慮をお願いしたいと思います。

次に長期計画を見ますと、四、五年後から本庁舎、町営住宅・中小・宮小・東小野田小学校と連続的に建て替えの計画がありますね。長寿命化にしても廃止後解体する資金にしても、多額の資金が必要になってくるわけです。

公共施設管理基金条例がこのたび設置されたわけですが、積立てについては土地建物の売払い収入、その他の収入をもって充てるということになっております。しかし遊休施設を売却するといっても、大変なことだと思います。通常の自治体運営に影響が出なくて、そして資金の流れですか。施設管理の平準化を図る上からも、資金を生み出す、内部留保する仕組みと金を生み出す方法、この辺の点についてはどうお考えですか。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

ただいま、長期計画にあります小学校建替えの計画などによって、資金をどのようにためていって、使うべきときに必要なものを準備していくかというようなことなんですけれども、学校に対する基金では現在加美町の教育施設等整備基金などというものがございます。

ですが、この基金の性質からしますと、本来小学校を建てたりというときには補助事業であったり起債事業というものを有利な形で運用していきながら、教育施設等の整備基金などについては中に入るその補助対象外の備品などについて、そういったものを使うような基金の使い道になってございますので、長期計画にありますような学校を実際にやる際には、合併特例

債の発行期限であればそういったものも使うように計画に入れていきますし、それから発行期限外になりましたときには過疎債とかそういったものの適用も考えながら、起債事業を使いながら有利な地方交付税措置なども受けられるようにやっていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 地方交付税に頼る部分が大きいかと思いますが、地方創生臨時交付金を基金として造成できるのは限定的なものをクリアしなければならないと思いますが、結構使い道の広い財源なんですよ。

したがって、既存の歳出予算にそれを充てることによって、結果的に基金を崩したりすることにならなくて逆にそういった基金が増額、一般財源のやつを使わないんですから基金を取り崩さない。その分、結果的に基金の増額につながるのではないかと思います。どうですか。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 臨時交付金というお話がありましたけれども、その活用について学校を先に捉えてそれに対して積んでいくという使い方は、あまり好ましくないかなというふうに思っております。ですので、学校の建設のスケジュールロードマップができましたら、それに向けて検討する委員会などでもって基金にするか、あとは起債等を使うのかというようなことで検討させていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 施設管理計画は息の長い取組でありますので、その必要性を住民に説明して、住民の意識を高めながらチャレンジして行ってほしいと思います。

次の再質問に入ります。コロナ感染については観光や地域福祉、さらには今でも学級閉鎖が続いているようでもありますけれども、あらゆる分野でこれまで想像もできなかった対応でこの3年間、現場では翻弄された3年間でなかったかなと思っております。

そういった中、果たしてこれまでと同じ行政計画の枠組みでいいのかなという素朴な疑問を持つわけでもありますけれども、どんな政策であれ、人命を守ることは最優先になるわけですから、コロナによる新たな政策・需要・財政リスク、こういったものをどう考えてこれからの行財政運営に当たるのか。その辺の基本的な考えを、もう一度お示し願いたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

今後の財政運営はどのようにというふうなご質問でございます。町としましては、令和2年の11月に加美町行財政改革の取組の方針を策定しております。令和3年度から取り組んでおりまして、そちらの内容についてはご案内のとおりなんですが、効率的な行政運営、それから健全な財政運営、その二本立てで、目標としては基金とかに頼らないような財政運営ができるように歳出を見直しまして、補助金等もしっかり見直ししながら、あとはもちろん社会的ニーズとか住民のニーズもその時々で出てきますので、それを的確に対応できるようにということで組織体制を確立させるというような、そのような目的で立てております。

令和3年度につきましては、人件費の削減ですとかそういった取組でもって対応の初年度が始まっております。今後もコロナとかそういったことは、先ほど町長も言いましたけれども向き合って財政運営を、ウイズコロナ政策というようなこともありますけれども、やっていくというようなことで経営していかなくてはいけないというふうに思っております。

いずれにしても、町としましては令和3年から7年までの5年間そういった改革に取り組みながら、減らすばかりでは住民の福利厚生という部分では十分にバランス感覚が大事だということで、これからも令和5年度の予算の編成に当たってもらっていますけれども、必要なものはつけながら、しかしながらゼロベースで考えていただいて、町の財政も85%ぐらいは必ずかかるような固定費というような部分もありますので、ほかの15%程度の自由になるお金をどのように配分するかというのは、そのような形で時代に合わせた取組を検討していくということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 特にコロナは、福祉の弱点をついていると思っております。なぜかといいますと、福祉は人と人との接触で成り立っているものでありますから、感染によってデイサービスやあるいは訪問サービスといったものが制限されて、家族においてはいろいろな影響が出た場面も多々ありました。サービスを提供する側は、頑張れば頑張るほど感染者にもなる、被害者にも加害者にもなるという、こういったリスクが高い職種であります。拡大すれば事業停止にもなりかねない、こういった状況にあるかと思えます。

こういった新型コロナは、福祉現場においてどのような影響があったのか。そして緊急時の業務体制、あるいはリスクを抑えるそういったマニュアル等が整備されているのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

ただいまご質問いただきました福祉サービス事業への対応ということでございますが、デイサービスですとかあと訪問事業につきましては、各施設ごとに出入りする方々の健康チェックをきちんとしていただいて、コロナ感染防止に向けて各施設のほうで対応していただいているという状況でございます。

あと県からも、そういったサービス区分ごとに県の助成制度を受けられるというふうに聞いております。また、町のほうからも感染対策の助成も行っていきながら、防止に努めていきたいというふうに考えております。

また、直接的には介護認定調査の調査業務なども影響を受けておりまして、現在は状況に変化がない方については6か月の延長という制度を活用しまして、実施をさせていただいているという状況でございます。また、来年の4月からは平常時に戻るという形で、6か月延長という制度がなくなります。それに伴いまして、町、保健福祉課、あと地域包括支援センター、あと各事業所の認定調査業務を行っていただいているサービス事業者についても、様々な感染対策をとっていただきながら実施をしていっていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） またコロナ感染は、自治体における危機管理の常識を大きく変えたものになったと思います。町の危機管理の多くは、防災条例から見て地震・風水害といった自然災害を想定したものであります。避難所でコロナに感染した場合、複合災害という形で大きな影響を受けることとなります。コロナ対応を含め、危機管理を一体的に捉え直した体制を整えておくことが、住民にとっても大きな安心感につながるかと思えます。

そこで、既存の危機管理マニュアルにコロナ対策を追加した設計とすべきだと思います。つまり、現行の防災条例を危機管理条例へと進化させてはどうかということです。このことについて、見解をお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（佐々木 功君） 危機管理室長兼コロナ対策室長でございます。

ただいま議員のほうからご意見をいただいた件だと思いますけれども、非常に難しい問題だと思っております。まず、コロナが発生してから様々なマニュアル等が出されております。それは、幾つもの方面からいろいろなマニュアルがございます。それにのっかって、国のほうで

は県、県のほうで各自治体というふうの流れで来て、それを基に対策を行っておる状況でございます。

現在、加美町の地域防災計画がございまして、風水害とか地震、いろいろなものでマニュアル化してございます。そちらの中にコロナも入れるということでございますけれども、いろいろ国の考えとか県の考えの違いが出てきてございます。そちらも動向を確認しながら、今後進めていかなければいけないというふうに考えておりますので、十分注意しながら今後進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 町の条例は町でつくる法律でありますから、別に県や国の動向は特別意識することはないのではないかと思います。住民の意識啓発の観点からも、ぜひ検討いただきたいと思っております。

公共施設を削減しながら職員の数も減らす、こういった考えでありますけれども、どの職場でも前任者の引継書を基にして仕事を継続することになります。コロナ対策が入れば、それが事業として増えるわけですね。結局複雑なものになってしまう、こういった職場があるようですね。

また、担当部署の違いによって勤務密度、この格差が出ているようにも見受けられます。そこで業務量を分析して業務改革につなげる、こういったことをしてほしいと思うんですが。業務量については把握されておりますか。そして、来年度の人事異動にどう反映するのか。この件について、お尋ねをいたします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

各課の業務量の把握ということでございますが、今総務課のほうでやらせていただいているのは忙しい業務量、負担の大きいところにつきまして時間外勤務の時間数、あと人数・時間数に非常にばらつきがあるということは認識はしてございます。その中でも、特に時間数の多い職員につきましては、副町長と私のほうで面談をさせていただいたりして、その内容等について話を伺ったりというようなことをさせていただいております。それで、その内容をできるだけ把握しようということで実施しております。その内容を伺って、次の年度の人事異動・職員の配置について、対応できるところについては対応しているというような状況でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） それでは、よりよい職場になりますようにご期待を申し上げたいと思います。

そろそろまとめに入りたいなと思っております。公共施設を中央に集約して、コスト削減に力が入り過ぎて、結果として地方の活性化が減退するようではどうしようもないと思います。地域で本当に変えなければならないことを変えずして、地方創生は前進しないと思っておりません。

地方創生交付金ですか、年間8,000万円くらいかなと思うんですが、10年で8億円になりますね。この交付金を有効に活用して、今こそ地に足のついた地域振興策を打ち出すときだと思いますが、この辺町長の見解を聞いて終わりたいなと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 1点、地方創生交付金というのが定額毎年入るということではございません。今は臨時交付金という形で入ってきておりますけれども、来年度どうなるかはこれもわかりません。

いずれにいたしましても、町としましてはどうしても量的な削減、公共施設の削減をせざるを得ないと。そういった中で、地域住民に対するサービスもできるだけ維持していきたいという非常に難しい、一見相反するような問題でありますけれども、これを実現していかなくちゃいけないというふうに思っております。

ですから、集約すべきものは集約していかなきゃなりませんけれども、全てを例えば中新田地区に集約するとかということではなく地域住民の利便性、特に支所の充実、例えば今支所と保健福祉センターは離れておりますけれども、例えばそういったことを一つの建物に集約することによって、地域住民の利便性が高まるということもあると思っておりますから、そういったことも含めて現在できるだけ地域住民のサービスが低下しないように、そして一方で公共施設の削減、あるいはほかのものに転用、そういったことなども進めていかなきゃならないというふうに思っています。

地域の皆さん方の思いを大事にして、まさに先ほど善一議員からあった温かみのある行政、これ非常に私重要だと思っておりますから、そのことを胸にして職員一丸となって町民の幸せのために、そして宮崎地区の発展のためにも頑張ってもらいたいと思っておりますので。今後ともご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 人口減少と高齢化が進み、混迷の度合いが増した今だからこそ、地方のあるべき姿を見失ってはならないと思います。そのためには、挑戦を仕掛けていくことも大事なかなと思います。そういったことができるのは、民間ではなくほかならぬ町・自治体であることを申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、14番佐藤善一君の一般質問は終了いたしました。暫時休憩いたします。14時50分まで。

午後2時38分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告10番、6番高橋聡輔君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔6番 高橋聡輔君 登壇〕

○6番（高橋聡輔君） それでは、本日最後の一般質問になります。高橋のほうで、通告2問について質問させていただきます。

まず1点目は、町職員の人材育成についてということで、令和5年度の予算編成に関係してこちらの質問をさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルスの流行の影響による行政システムや学校のデジタル化の加速や、地方創生交付金の活用の多様化、脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現に向けた施策など、自治体は多くの課題を抱えております。持続可能なまちづくりのためには多くの研さんを積んでいかなければならないと思われませんが、現在町では人材育成（人への投資）のためにどのような内容でどの程度研修がなされているか、以下の点についてお伺いしたいと思います。

①職員の庁舎外研修の内容や回数について、②各課における視察研修の実情について、③庁内施策推進や重要施策の展開（加美町まちづくり推進体系）、これは令和5年度の予算編成の重要項目として挙げられているものですが、こちらの情報共有や研修について。

以上3点、お願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、高橋聡輔議員の職員の人材育成についてのご質問、3点ありましたのでお答えしてまいります。

初めの職員の人材育成の内容や回数についてというご質問にお答えいたします。新型コロナ

ナウウイルス感染症拡大の影響によりまして、様々な感染防止対策や地域経済支援策などが現在求められています。こういった環境の変化や多様化する行政のニーズに対応するためには、職員の柔軟な発想と創意工夫に基づいた政策を展開する能力が必要不可欠であります。今後も予想される厳しい社会情勢の中で、持続可能なまちづくりのためには、これまで以上に高い志を持って職務に精励することが求められております。

本町では、人材育成の総合的な指針として令和2年4月に加美町人材育成基本方針を策定しており、職員研修・人材育成を行っているところです。これまで庁舎外研修としまして、階層別研修等を行う宮城県市町村職員研修所や、高度でより専門的な研修を行う市町村職員中央研修場（市町村アカデミー）のほか、福利厚生関係の研修を行う宮城県市町村職員共済組合など、外部研修への受講を積極的に推進してきたところです。

特に、宮城県市町村職員研修場主催の階層別の研修は、それぞれの職務と職位において果たすべき役割、習得すべき知識や技能など即実践に活用できる研修内容となっていることから、多くの職員が受講しているところです。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により研修が中止となったり、定員数や日数を抑えての実施となったりと、最近は思うような研修ができないという状況にもあります。

研修実績といたしましては、宮城県市町村職員研修所においては、令和元年度は階層別研修が8回で60名参加、専門研修が8回でこちら13名参加。令和2年度は、階層別が4回開催で20名参加、専門研修が7回で11名参加。令和3年度につきましては、階層別が8回で39名参加、専門研修が1名参加となっております。徐々にでありますけれども、コロナ前に戻りつつある状況にはあります。

宮城県市町村職員共済組合主催の研修会もございまして、毎年ライフプランセミナーやメンタルヘルスセミナーなど開催されております。令和元年度には15名、令和2年度には16名、令和3年度には20名参加しております。また、アカデミー研修につきましてはこれまで1名から2名受講しておりましたが、令和2年度からはやはりコロナの影響により受講を控えている状況となっております。

各課における視察研修の実績についてお答えいたします。職員の視察研修については、様々な施策の円滑な推進を図るため、先進的な取組などを行っている自治体や民間企業等の研修を通しまして視野の拡大、意欲の高揚及び創造性の誘発を図り、新しい発想の視点に立った職務に取り組むということが期待されております。

子育て支援室におきましては、昨年11月に中新田保育所民営化に向けて、病児・発達障がい

児保育に先進的に取り組んでいる大崎市の市立保育園と市立の子育て支援総合施設、仙台市の社会福祉法人を視察しております。

教育総務課では、今年の1月に学校魅力化委託事業及び地域おこし協力隊の教育事業への活用について、福島県国見市を視察いたしました。また、11月には教育民生常任委員会の視察研修に随行しまして、不登校生徒に対する学習支援や探求学習の取組について鳥取県の鳥取市を視察いたしました。

産業振興課におきましては、6月に観光行政の先進地として岩手県八幡平市を視察いたしました。八幡平市は、安比高原や八幡平を核とした観光地でありまして、プロモーション手法はもとよりアジア・欧米からのインバウンドにも人気があり、対応が進んでおります。そのほか、観光まちづくり法人も既に運営されておまして、観光先進地として注目を集めているところでもあります。また、7月には農業所得の向上や中山間地の抱える遊休農地対策のため、町内の中山間地の農業者とともに水稲作物に比べ高収入を得られる山ワサビ栽培の先進地として岩手県遠野市を視察いたしました。さらに11月には、加美町土づくりセンターへの導入可能性調査のため、バイオマス事業の先進地として静岡県富士宮市の高速土着菌発酵プラントを視察いたしました。

ひと・しごと推進課では、6月にサテライトオフィス利用促進及びドローンを活用した産業振興、デジタル人材育成のため、青森県青森市の一般社団法人日本ドローン活用推進機構及び五所川原のドローンスクールを視察いたしました。また、10月に地域おこし協力隊及び集落支援員とともに、地域運営組織を含む小規模多機能自治及び集落支援員活用の先進地として、岩手県紫波町・西和賀町・雫石町を視察いたしました。

企画財政課では、先月11月に風力発電事業の先進地として、青森県つがる市と中泊町を視察いたしました。市や町及び住民と事業へのかかわりについて、観光や環境への影響、また健康被害の有無、稼働後の影響としてメリット・デメリット、こういったことについてお話をお伺いし、意見を交換させていただいたところです。

強力に政策を推進する上でも、このように実際に先進地に足を運び調査研修することは相互交流や情報交換などを期待できますし、町が取り組むべき行政課題等の解決に向け、より鮮明にイメージができる大変有意義なものであるというふうに捉えております。しかしながら、先ほど申し上げましたようにいまだコロナの影響がありますので、思うように研修が実施できない、参加できないという状況にあることも事実であります。また、限られた予算の中で、職員研修にかかる費用を確保するという厳しい状況があるのも事実であります。

そういった中にありまして、より効果的な視察研修となるように目的や内容を精査しながら、今後の実施に向けて検討してまいりたいというふうに思っております。

庁内施策推進や重要施策の展開のための情報共有や研修についてのご質問にお答えいたします。重要施策について、まちづくり推進の体系図というものをつくっておりますけれども、年度初めや各種会議など様々な機会でお話をしております。まちづくりのイメージを、職員と共有できているというふうに思っております。また、各種施策の推進において検討委員会またはワーキンググループを立ち上げ、施策の協議や意見交換などを重ねる中で、情報共有と意識醸成が図られていると考えております。

当町のまちづくりの基本理念であります協働について、職員自身が理解を深めるため、全職員を対象としたオンライン研修も実施いたしました。令和4年1月に開催し、45名が聴講をしております。また、協働のまちづくりを検討する場として庁内各分野横断のワーキンググループを組織し、令和2年度は6回、令和3年度は4回会議を開催しております。そのほか、町民と町職員がフラットな立場で協働について学び話し合う場として、町民・町職員合同ワークショップ「かみ活キャンプ」を令和2年度に3回開催いたしました。また、令和4年度には町民と町職員の有志で構成する、かみ活勝情報戦略チームを組織し、まちづくり活動のサポート体制の在り方とその活動を拠点の機能について話し合う、拠点づくりワークショップを3回開催いたしました。

このように、職員はもちろんですが、住民の方々の参加も募りながら情報共有を図り、理解と協力をいただきながら、協働による持続可能な魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、3点についてお答えいたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 挙手前に指名、ありがとうございます。

まずもって、先ほど来、コロナ以前と比べてというような話で、少なくなってしまうのと。これは仕方のないことだと思いますが、実際にコロナ以前と比べてどの程度、研修等々にかかる時間だったり、予算というのは変わっているのでしょうか。お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

先ほど町長の答弁の中にもありましたが、まず一番分かりやすいのが、富谷の研修所での階層別の回数かなと思います。令和元年度が60名程度参加しているということでございますが、

これがほぼそのコロナ前の水準になるのかなというふうに考えております。それがコロナになりまして、階層研修が4回・半分に減り、参加人数も3分の1になったということでございまして、それが徐々に今回復しているという状況でございます。

これに伴いまして、予算・経費の面についても令和2年度はかなり前年度に比べて減ったということでございます。また、令和2年度の段階では移動制限等々がございましたので、そういったことから各部署ごとの施設研修等々も実施していないという状況でございます。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 回数等々に関しては、町長の答弁のほうから伺っているの分かるんですけども、旅費を伴うような予算措置はどれくらい減っているのかなというのが興味がありました。

令和5年度新たな予算編成をする場合に、町長といいますか今回令和5年度の予算編成方針の中にも、人材育成というところを明確に記載しているわけですよ。一番心配しているのが、やはり今まで行財政改革の中で全体の10%のマイナスシーリングを引くといった場合に、こういった予算がカットされるというのは一番やりやすいところでもありますし、やってほしくないんですけどもやりやすいところになるのかなという思いがありました。その部分でどれほど、各課様々な旅費があると思うんですけども、この辺というのは全く把握していないでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

すみません。職員研修の事業費全体の合計額で申し上げますと、令和元年度が126万円強ですね。令和2年度が59万円、令和3年度が76万9,000円というような状況になってございます。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 今のはあれですよ、階層別研修等々の金額だけということで、各課の視察研修費とか旅費というのを含まれていないという発想でよろしいんですよね。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

ただいま申し上げました金額につきましては、総務課主催の研修、あと各課の担当業務の研修等々含めて総額でございます。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 今の中で126万円・59万円・76万円という形であると、非常に小さい金

額だなというふうに思うんですけども。視察研修を行う上で、じゃあ実際どれぐらい、何人ぐらいの職員がこういった視察の場にあえているのかと。少しヒアリングをしたところだと、階級別研修等々も最近全然行けていないんだと。あとは昇進した場合に、その階級になった場合に研修に行くということで、こういった階層別研修を受けていないような職員が結構いらっしゃるといような話を聞いているんですが、全体でどれぐらいの割合の職員がこういった階層別研修を受けられているものなんでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

階層別、例えば係長級になったときの研修とか、課長補佐とか課長になったそれぞれの階層の研修については、対象者に対する受講の割合は非常に高いんだろうなというふうに思っています。対象となる職員が毎年人事異動、4月になりますと出て参りまして、その方々はほぼほぼ階層別の研修については受けていらっしゃると。中には、仕事の関係で予定していた研修をキャンセルされる職員もおりますが、ほぼ階層別の研修については受けてもらっているというふうに認識してございます。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） それではちょっと角度を変えますけれども、先ほどの答弁の中に人材育成基本方針というものを、各町で設定しているという話になっています。これは、富谷の研修センター等々にも確認してますが、我が町の人材育成基本方針はどういったものになっていて、どういった指針で行っているかをお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

加美町の人材育成基本方針というのは、こういった冊子のもので策定してございまして、令和2年4月に改定をされているものでございます。この中には、職員の育成に必要な基本方針とか人材育成に関する基本的な考え方、求められる職員像等々が記載されておまして、それに伴いまして求められる能力、この能力を定めまして、それに基づいて能力評価という制度につながっているということでございます。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 抽象的過ぎて非常に分かりにくいんですけども、この育成基本方針の中の方針というのは、じゃあ庁舎内の職員の皆さんは、こういうことになったらそういった研修に参加することができるというのは、皆さん共通認識としてあるのかないのか。また、どの

ような教育プログラムを受けてきているのかというところが、なかなか見えないんですね。その辺、お分かりになればお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

この中で、例えば階層別研修を受けることということについて明記はしてございませんが、まず階層別研修については職員の希望で参加するというものではございませんで、ある職位に達した職員を対象に、研修を受けてくださいということで、総務課のほうから該当する職員のほうに通知をしているというような内容でございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 今私が一生懸命理解しようとして理解したのは、積極的にいきたいというんじゃなくて受け身になっているというようなことですよ。その部分で、そういった答弁が欲しかったんですけども、実際に職員の中で、こういった研修を受けたいというような思いを持っている方々が、様々先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、そういった情報提供があるのは市町村アカデミー、幕張のJAMPであったり滋賀県のJIAMであったりそういった情報、私も実はこの間職員研修をJIAMで受けてきましたけれども、様々な自治体から職員が研修に来られるんですね。こういった方々、例えば新しい課ができました、その部分に自分たちから参加したいんだということで、担当課長と係長と一緒に来てみたり、係長とその下の方が来たりというようなことがありました。こういった情報提供というのは、職員の皆さんにはなされているんでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

市町村アカデミーにつきましては、アカデミーのほうから研修の案内というものがまいりますので、そういったものが来ましたら職員の方々にお知らせをしております。それで、先ほどの説明の中にもありましたが、これまでの実績といたしましては年に1人から2人ぐらいずつ、アカデミーの研修のほうに参加をしているという状況でございます。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 市町村アカデミーから情報が来ている。自治体、我々議会事務局のほうにも来ていますので、そういったものに関しては分かるんですけども、意識を持って見ていかないとどういった研修があるかというのが分からないわけですよ。今回こういった担当課

に対してこういった研修がありますよというような話があれば、そういったものもどんどんどんどん情報提供をして、自発的に職員が行きたいというふうになっていただけるのが一番のかなというふうに思います。

ましてや我々、一度行った場合に登録をすればメールも自分のところに来るわけですから、そういったことをできるのかどうかというところと、もし職員の方々がそういった視察研修に行きたいと自発的に言った場合というのはどのような選定というか、行きたい方は積極的に行かせてあげることができるのかどうかということについて、どのようにお考えでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長です。

職員が自発的に参加したいという、そういった形のものもございます。ただ、希望する方全員にそのとおりの派遣というか、参加をしていただくという状況にはなっていないと思います、予算的な制約もあって。ですから先ほど総務課長が言ったように、年に1人から2人ぐらいの予算措置はしているということでもありますので、その範囲の中で希望する研修に参加をいただくということは当然あることだと思います。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 通告書のほうで7行程度ですか、私書いたんですけれども、こういった過渡期の状況で様々な研修に出ないと、国または県から言われたものをそのままやることしかできないわけですよね。これから、それこそ10%のマイナスシーリングをかけるという中で、前例踏襲じゃなくゼロベースで考えながらというような話になった場合に、そういった研修もしなければやはり前例踏襲しかできないと思うんですよ。

そういった場合に、もう少し職員にこういった研修をしてきて、ぜひ新たな考え、町に合ったフィットした考えを生んでもらうためにも、こういった研修制度をもっと活用する。あるいは、こういった予算をつけているから皆さん積極的に勉強してくれというような考えがあってもいいのかなというふうに思うんですけれども、町長どう思いますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） おっしゃるとおりだと思います。当然予算の枠はありますけれども、もう少しアカデミーなどにも職員が積極的に行って、新たな知識を習得する、あるいはネットワークをつくるということが大事だと思っておりますので、そういったことも頭に入れながら次年度予算に反映していければと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 町長、ありがとうございます。やはりこういった視察研修というのが、職員のモチベーションですとか思考、あるいは視野の拡大につながっていくというのは明らかだと思いますので、今の町長の言葉を信じて令和5年度の予算編成、ぜひ旅費等々を考えていただきたいと思います。

また、先ほど町長の答弁の中でも、職員の各課の研修というのは想像できるところが多いなというふうに思います。産業振興課、農林課、ひと・しごと、企画財政、やはりこういった課の方々というのは比較的先進地を見に行きやすいと思うんですね。その他の課の方々が、例えば業務に悩んだときに相談できる他町村の職員がいたりとか、同じ問題を抱えているというようなそういった方々も多数いらっしゃると思うんですね。そういった方々でも、ぜひ行けるような雰囲気づくりといいますか、機会の創出というものをお願いしたいところなんですけれども、総務課長、どのように思いますか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

今議員がおっしゃったとおり、各専門的な研修というのは必要だと考えておりますので、希望される職員につきましては、できるだけ研修が受けられる環境を整えていきたいと思っております。

また最近、内容は確認しておりませんが、オンラインでの研修会というのが非常に多く実施されておりまして、時々役場庁舎の会議室だったり応接室だったり、会議中、研修中というようなことで使用されていることもございますので、それぞれの担当課のほうでオンライン等々を活用して研修なども受けているというふうに認識してございます。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） そういうことじゃないんです。オンラインとかでやれるところとやれないところとあるわけですから、もちろんオンラインでやらなきゃいけない業務的な研修はありますけれども、そのほかのことも非常に重要ですので、その辺の部分ぜひ、今見ている職員もいらっしゃるかと思います。いろいろ悩んでいる場合には、そういった研修に行ってモチベーションを上げたりというような機会の創出を、ぜひお願いしたいと思います。

もう一度総務課長、お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

先ほどお話ししたとおり、職員が研修ができる環境を整えてまいりたいと考えております。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） ありがとうございます。

それでは3点目、庁内の施策。私が言ったのは、令和5年度の予算編成における庁内まちづくり推進体系、これ資料としても一応載せております。皆さんも見ていると思いますし、職員の皆さんはこういった予算編成、令和3年度からのものになりますのでよく分かっていると思うんです。

ただこの中で、先ほど町長答弁の中で、こういった推進体系は庁内の中で共有できている」というような答弁がありました。今回、先ほど、職員並びに町民というようなお話がありましたけれども、町民は今回一旦外して庁舎内だけの話にさせていただきますが、これなかなか共有されていないんですね。私も、これヒアリングをしました。

例えばビーハイブ構想、縦割りで関係しているところの課は分かっていますけれども、じゃあ全然、例えば関係してない課の方々にサテライトオフィス、あわえ、ジーアングル、ジュリー、様々ありますけれども、こういったワードを並べても全く分からないという状況なんですよ。これが重点施策だとすれば、さらに令和3年度からやっていることであればGIGAスクール、後で触れますけれども、ケアハウスの状況であったりというところ、この部分の内部的な情報が共有されていない状況だと思うんですけれども、この辺について誰になるか分からないですけれども本当に共有されていると思いますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 全体的には共有されていると思っています。特にイカノエ戦略、それから協働まちづくりについてはしばらく前から言っておりますから、ほとんどの職員はイカノエというのが何のことか分かっている。

ただビーハイブ構想、それから教育力向上プロジェクトについては令和3年度からスタートしたものでありますので、これについては理解していない職員も要るだろうというふうには思っています。私申し上げたのは、全体としてこういった方向性でまちづくりがなされているというところは、大まかには理解しているんだろうというふうに思っています。

私も町長通信でお伝えしたりとか、それからご承知のとおり予算編成方針の中にも盛り込んでおりますので、基本的なところは分かっていると思いますけれども、なお、特にビーハイブ構想についてはまだまだこのDXということそのものが、あれは国が下にありますけれどもデジタル田園都市、そういったことなどについても文言として分かっているけれども中身がどうなのか。町がそれに対してどういった取組しているかということは、十分理解してない職員も

いるだろうと思いますので、周知を図っていきたいと思っています。

なお、以前は何組かに分けて私が講師となって全職員、ほぼほぼ集まっていたいただいて説明をしたということもありましたけれども、なかなかコロナ禍の中で今できない状況がありますけれども、こういったこともまた再開したいというふうには思っているところでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 町長、今の答弁の中の最後のやつ、ぜひやってください。様々、例えばデジタル田園都市構想あるいはDX、今新しくGXですか、が入ったり、こういった言葉というのは全国的なところなのでなかなか分かりにくいのは仕方ないと思います。

ただ、ビーハイブ構想に関しては加美町独自のものであって、今コンサル的にはあわえさんに動いていただいている。これ、協定を結んでいるから名前を出してもいいと思うんですけども。そのところから例えば今回ジーアングルさんが中新田高校の関係でいろいろ来ていただいているという中で、今は中新田高校にしか入っていないような状況ですよ。参加率も、中新田高校では決して高くないんですよ。

そもそも、この事業に関しては働くママさん、子育て世帯のママさんたちにも新たな仕事を創出しましょうというようなところでお話をいただいているわけなんですけれども、なかなかそういったところに声かけがされていない。ないしは、例えば子育て支援室の方々が理解しているのかどうかとか、あるいは他の部署の方々がこういった内容を理解した上でここに取り組んでいるかというところが分からないんですね。

賀美石幼稚園の跡地利用に関しましても、今後プログラミング教育を行いますよと。ただ、地域的には田園地帯であって農業地域なわけですから、様々農業の困りごとでも使いたいとなった場合には、やはり縦割りでは絶対に行えない事業をやろうとしているわけですから、全体的にもっと知っていただきたいという部分があります。その辺の現状がもし分かれば、どなたでもいいんですけどもお願いします。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長でございます。よろしくお願いたします。

ただいまあわえさんのほう、あるいはジーアングルさん、そういったところにとり行っていたいただいておりますサテライトオフィス活用事業、そのあとに展開をしておりますDXの推進事業、その辺でいろいろご質問を頂戴いたしました。高橋議員のほうには、それぞれKCA（加

美クリエイティブアカデミー)の事業ですとか、私どものほうがドローンで実習をやっている
そういったところの現場にも足を運んでいただきまして、大変ありがとうございます。

現在推進している事業が、ひと・しごと推進課1つの部署にかかわらず、今ご質問があった
とおり農業の分野にも関わる部分もございますし子育て支援、あるいは教育、多岐にわたって
広がりを見せている事業がございます。そういったところの事業につきましては、今ご質問も
ありましたとおり今回のKCAに関しても、子育てママさんを最終的にはターゲットにした形
で実施したいと考えております。

ただし、今年度に関しましてはスタートしまして初めての年というところもございまして、
中新田高校の魅力化、そういったところで教育委員会のほうでも進めている現状がございまして、
現状では高校生にターゲットを絞った形で、今年度は実施する予定にしてございます。そ
ういった中で、実際にそういった子育てをしていらっしゃるお母さん方、そういった方々にど
ういった形で情報をお届けしたりカリキュラムを組んでいくのか。そういったところに関しま
しては、子育て支援室のほうと情報の共有について、既に打合せをさせていただいております。

先ほど、賀美石地区の幼稚園のお話がございました。やはりああいった施設に入っていた
くDXを推進する事業、そういったところも先ほど来お話がありました農業振興地であり、ま
た近くには賀美石小学校もございます。やはりそういった複数の事業所・分野、そういったと
ころの方々のご意見、担当課のご意見、あとは地域の方々のご意見、そういったところを踏ま
えながら施策のほうは進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 行政が前例踏襲で縦割りだと言われられないためにも、こういった視察であ
り研修というのは非常に重要な案件になってくると思いますので、この辺を徹底してやってい
ただきたい。

また、はるばる東京から加美町のために、わざわざ来ていただいたりしている方々もいらっ
しゃいます。そこに対して、参加している人数少ないとやはり申し訳ない気分になるわけです
よね。その辺というのをなくすために、町長、最後にぜひ町内、ないしは町民の方々に発信す
るためにも、町長のアイデアがありましたらお聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今年度については、中新田高校に焦点を当ててやっていくということで、
これまで文化祭とぶつかったりいろいろな行事でぶつかったりとかということもありません
ので、そしてまた公民館ですと中新田高校の学生さんたちも参加しにくいということもあります

ので、今後もう1回中新田高校に戻して、そこに一般の方も他の学校の生徒さんも参加できるようにしていきたいということで、校長先生の了解を得ているところでございます。

現在中新田高校の校歌、これを若者に人気のあるYOASOBIふうアレンジをしまして、これは生徒が選んだんですね、投票でYOASOBIを選んだんです。米津玄師とかもあったんですけども、これをアレンジしてそれに動画もつけてまして、そして生徒と一緒に作って作ったものをYouTubeで発信していく、2月にそのお披露目があると聞いております。

このことに非常に注目をしておりまして、NHKが取材に来まして14日のてれまさむねで放送して下さるといふことありますので。それから、YouTubeで流すことによってジーンズさんとしても、中新田高校の全国募集にぜひつなげていきたいと、協力していきたいといふことでもあります。これも、結構私は評判になるだろうと。初めての試みでございます。多分全国で初めての試みだと思いますから、注目されると思っております。

ですから、こういったことでどんどんマスコミなども活用しながら情報発信をしていく、そして順次高校生のみならず主婦の方であったり、ほかの一般町民も参加できるようなプログラムをつくっていければなというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 答えていただきたい答弁、ありがとうございました。まさにそういった形で、みんなに分かっていただくような形にならなきゃいけないと。その中で、やはり町職員にこのピーハイブ構想をぜひ徹底していただいて、どこの課も関係あるんだということを考えていただけるように、庁舎内で研修等々も行っていたきたいと思います。

2問目行きます。不登校の現状ということでお話しさせていただきます。

常任委員会の中でも説明を受けましたが、令和3年度の我が町の不登校児童生徒の出現率は、小学生は1.07%から1.6%の増加、中学生は5%から4.1%と微減の状況にある。現在は、コロナ禍等も含めた生活の乱れ、家庭に関わる状況、友人関係や学業不振など多岐にわたるものであるが、我が町の教育環境・支援体制について以下の点について伺います。

令和4年度の現状について。早期対応のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの仕事、役割のすみ分けや充足率について。小学校教職員の充足率、教員補助員の充足率について。加美町子どもの心のケアハウス移転状況及び支援員の充足率について。今後の課題について。お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

〔教育長 鎌田 稔君 登壇〕

○教育長（鎌田 稔君） 加美町の不登校の現状と今後について、5点の質問にお答えいたします。

まず1点目、令和4年度の現状についてです。令和4年10月末段階での不登校数は、小学校17名、うち今年度新たに不登校になった新規数は6名で、出現率は1.76%になります。中学校では20名、うち新規3名で出現率は3.96%となっております。

2点目の、早期対応のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの仕事、役割のすみ分けや充足率についてですが、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの仕事内容については次のとおりとなります。スクールカウンセラーは、定期的に各学校に勤務し、児童生徒や保護者の悩みに寄り添うカウンセリングによる支援を行っております。一方スクールソーシャルワーカーは、学校あるいは家庭訪問による社会福祉制度や関係機関につなぐ支援を行っております。

勤務状況としましては、スクールカウンセラーは小学校には月1回から2回、中学校には週1回の勤務になっております。スクールソーシャルワーカーは、週2日勤務が1名、週1日勤務が1名で対応しており、ケアハウスに勤務しております。スクールソーシャルワーカーは、各学校の必要数に合わせて訪問や相談の対応時間や回数等を調整して勤務していただいております。

3点目、小学校の教員補助員の充足率についてですが、令和4年度の小学校教員補助員は昨年と同じ17名の配置となっており、支援を要する児童の対応や教員の業務支援を行っております。教員補助員は鹿原小学校除く各校に配置しており、学年・学校の希望や現状を把握しながら配置数を決めております。

4点目、加美町子どもの心のケアハウスの移転状況及び支援員の充足率についてですが、令和4年10月12日よりこれまでの宮崎支所から旧中新田南児童館に移転し、1か月半ほど経過いたしました。児童生徒数の多い中新田地区に移転したこともあり、移転前には9名だった通所児童生徒が現在は13名にまで増加しております。支援員は年度当初からスーパーバイザー1名、コーディネーター2名に、非常勤の県支援員1名、スクールソーシャルワーカー2名で運営に当たっております。

5点目ですね。今後の見通しや課題についてですが、各小中学校においては今後も通常学級に在籍する支援を要する児童生徒の増加が予想されます。また、ケアハウス通所児童生徒数につきましても、現在の不登校の児童生徒数から利用児童生徒の増加が見込まれるのではないかと

と考えます。今後は、ケアハウスのセンター機能のさらなる充実や、学び支援教室設置校の拡大等、対応策を検討しているところであります。

以上、加美町の不登校の現状と今後についてお答えしました。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 現状については、昨日一條議員の一般質問にもありましたけれども、そこについてはあえて触れないことにしまして、現状数字に関してですね。ならば、不登校の原因をどのように捉えていますか。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 不登校の原因については本当に多面的であって、一人一人事情が違っております。子どもの心の問題とともに、養育環境あるいは家庭環境あるいは友人関係等、いろいろな環境の問題が複雑に絡み合っでどんどん心の元気が落ちてきて、何かのきっかけで不登校に陥るといふうな子がほとんどだといふふうに考えております。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 今、ほとんどが子どもの原因というふうなお話がありました。全国的に見ましても、子どもの原因じゃなく家庭の原因ということもありますけれども、加美町についてはそういったものが見受けられませんか。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 家庭の養育環境は、大変多く不登校の要因の背景にあると捉えております。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） しかれば、その子どもたちの原因が全く違う中でどのように対応していくといふふうな検討をしているのか。おそらくネグレクトとか言われているものであれば、そこから子どもたちを出してあげて、社会を体験させてあげなきゃいけないといふところの1つの問題点がある。子どもたちの事情であれば、子どもたちの学校側の問題を解消してあげなきゃいけない。これは、目的違うんですよ。どうやって解消しようとしているんでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） その解決策ですが、特効薬というものはないと考えております。やっぱりそれぞれの子どもの状況に応じて、当然学校が主体となっているいろいろなケアハウスとかあるいは児童相談所等関係機関と連携を取り合っで、その子にとって一番適切なよりベターな方策を考えて、不登校から解消するように努めていくのが一番なのかなといふふうに考えており

ます。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） この不登校児童への支援に対する基本的な考え方というのは、令和元年度に文科省から示されております。学校の登校のみではなく、昨日の答弁にもありましたけれども、社会復帰といいますか社会的自立を目標にしなきゃいけないというふうになった場合に、社会的自立を目標にしている方々と学校復帰というのは全然違うわけですよね。この辺いうのをどう捉えて、町としてはどのようにやっつけているのか。令和元年度にできましたけれども、心のケアハウス開設して何年になりますか。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 企画総務課長でございます。

今年で4年目ということになります。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 4年目で、先ほど教育センターの方針というような形もありましたけれども、今年度南児童館に移転したというところがありますけれども、その中で4年やってきて様々な教育というところはやりましたけれども、今まで社会的自立のために何か新たなカリキュラムをするというようなこと、あるいはそれを提案する、こういったことをしてくださいというようなことを、教育総務課のほうで何か提案していますかね。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

社会復帰を目的ということで、ちょっと方向性が変わりましたがけれども、社会的な自立を目指すということではないですけれども、いろいろな社会的な体験とかというのは一応やってはおりますけれども、具体的にもっともっとやれる環境を整えるために今後検討しているところでございます。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 令和元年度から、方針は変わっておりません。その中で、こういったところで何ができているかということも、やはり考えていかなきゃいけないと思うんですよ。ケアハウスの令和4年の予算918万6,000円、ここの部分に関しましてほとんどが人件費です。需用費16万円、こういったことでは様々な社会復帰のためにやる、例えば自分で食事がつくれるようになるですとか、そういったものに対してなかなかできないんですよね。

お伺いすると、例えばマジックが書けなくなってきたらどうするといっても、予算が足りな

かっただけでいいわけですよ。一生懸命従事していただいているその担当教員の方々が、いちいち教育総務課にお伺いを立ててやらないと、予算もないわけですよ。できないんですよ、そういったこと。それについてどのように考えていますかということをお聞きしています。その辺について、どうですか。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

私もちょっと勉強不足で、今年で2年目で、やっとケアハウスの機能というかそういう役割等々を理解してきました。その中で、社会的だけではなくて学校復帰という目的しか私も見えないところがありましたので、そこら辺もっともっと社会的経験的なものを経験できるような予算措置を検討したいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） この予算の部分に関しましては、教育総務課のほうから予算が上がって執行部のほうで受けると思うんですけども、こういった事情が様々あります。この辺の予算措置、ぜひ柔軟に対応していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

議員さんおっしゃるような、町にとって優先度のあるものにつきましては、いつも町長査定というようなことで我々が査定した後に優先度を決めてもらうんですけども、今年度より担当課長のほうから優先度、あとは令和5年度に20周年を迎えるに当たって、何か新しいことについては課長レベルで1回吸い上げて、それを町長のほうに査定にかけるといったような二段階構えで考えていますので、そういったところで担当課よりいろいろ伺って必要等を私のほうから町長のほうに説明する、そういったようなステージにしておりますので、そこで検討していきたいというふうに考えております。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 同じく、令和元年度に文科省から出たこの方針の中で、教育委員会の取組の充実ということで、カウンセリングなど専門的な能力の育成を図るとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の専門性を連動した学校教育や、さらなる理解を図るといった観点からも研修も重要であるというふうになっています。この部分、実際にやっていますかということと、教員の加配あるいは効率的かつ計画的な人的配置に努める必要

性があるということを明記されています。こういった部分について、どのように検討をして行っているか。

またSSW（スクールソーシャルワーカー）に関しましては、なかなか先ほどの話では何をしているか分からないんですよ。実際に家庭に伺っていろいろしなきゃいけない、その移動も考えてというところもありますし、このSSWに関しましては報酬489万円という金額をかけております。本当にこの方々は、何か解決に結びついたというような事例があるのかどうか、それが効果的に働いているのかというのがなかなか見えにくいところがあるんですけども、その部分についてお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

確かに方針には、そううたっております。スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの専門的な研修、そういうところ。あとは、学校とのつながりの研修とかそういうのは、今までやっていない状況でございますので、今後これも含めて考え方を変えていきたいなと思ってございます。どうぞご理解いただきたいと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 今後やるということなのであれですけども、SSWの件についてはもう少し具体的に説明していただきたいんですけども、できますか。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） SSWとカウンセラーと教育委員会の担当者等で、年に2回ですか、交流して話し合いを持ち、あと毎月スクールソーシャルワーカーの報告書というか、それは回覧で読ませていただいております。具体的な関係機関とのつながりについては、今後の課題としてより関係機関との結びつきをつなぐ仕事をしていきたいなと。

あと、実は教育総務課内でもこのスクールカウンセラーのほうの運営については、今度私も入って今年度の総括と来年度以降の取組について話し合う計画にしておりますので、先ほどから高橋議員からいろいろご指摘いただいたことも参考にしながら、今後のケアハウスの運営につなげていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 昨日の一般質問にもあったんですけども、このSSWというのは必要に応じて18歳まで、高校進学の後にも様々なサポートをしていくということも含まれています。こういった現状とかも行っていきますかね、今。そういった状況があれば、教えてください。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） スクールソーシャルワーカーに限らず、ケアハウスの卒業生についてはケアハウスに遊びに来たり、あと相談に来たりというふうなことでつながりは継続している状況だと把握しています。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） すみません、一番聞きたいことを忘れていました。

実際に不登校の親というのが、家庭に問題がないところで子どもたちが不登校ないしは不登校気味になっているという場合に、どこに連絡すればいいか分からないというような問合せがよく聞きます。「ある課に電話したら、その課ではいろいろ親身になって聞いてくれたけれども、聞いてくれるだけです」「実際どこに行ったら私たちの気持ちだったり、どういうふうにしたらいいか分からないんですよね」というような問合せが来るんですね。

その際に、スクールカウンセラーだったりSSWを使えるのか。ないしは、この課に連絡してくださいというところがあれば、教えていただきたいんですが。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 相談については、やっぱり一番は学校が主体にならずにちゃんないのかなど。困ったときには、まず第一は学校に。そして、そこから関係機関につなげていくというのがベストかなというふうに思いますけれども、そういうふうな不登校問題とかあと学校のことについて、コロナ禍になってから教育委員会への電話が非常に多くなってきているというふうな現実があります。コロナ禍の中で保護者が学校に行く機会も少なくなって、いわゆる希薄になっているのかなど。前はすぐ学校に相談に行けたけれども、なかなか行きづらくなっているような状況もありますので、そういうような相談の窓口あるいは受入れ先等を今後よりスムーズにつながるようなことも含めて、考えていきたいなというふうに思います。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） ケアハウスの件に戻ります。

ケアハウスの中学生に関しましては、テスト等をケアハウスで行っていると伺っています。こういった方々の成績評価等というのは、どのように取り扱われているのでしょうか。また、加美町から誰も行ってないというけやきハウスなんですけれども、ここに行くと出席扱いになるんですが、ケアハウスを今後どうしていくつもりでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 評価については、各学校で評価基準を設けてテスト等、あと評価を行

っているというふうなところですが、今は評価できない場合には評価しなくてもいいというふうなケースも出ている状況だということです。

あと大崎広域のけやき教室、それについては前も1回お話ししたかと思いますが、今後検討するところに来ているというふうなところで、出席扱いなんですけれども、県の報告には欠席で扱うというふうな何か微妙にずれた状況なんですけれども、出席扱いでは対応しているということです。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 答弁聞いてもよく分からないので、その辺しっかりまとめていただいて、分かりやすくしていただきたいなというふうに思います。

またこのケアハウスに関わる方々、私個人的には今後もっともっと生徒たちが増えてくるというふうに認識しております。なかなか現状では先生方、今教員免許を持った方々のみの募集にしていますけれども、地域の方々を巻き込んだ形でやるべきだということで文科省からも通達が来ていますし、また教員が定年退職した方々では年齢の高い方々しか集まってきません。この辺の募集要項を変える必要性もあると思いますし、また、文科省のほうから「年齢・職業等多様な人材の協力を得ることが望ましい」「その際、協力を得る人材の実情に応じ適切な研修を行い、または指導体制等を整えることが望ましい」というふうに記載されております。

もちろんご存じだと思うんですけども、この辺の部分について今後どのように検討していったら、どのように人材のための予算措置ですとかその辺をしていくのかという部分と、その辺の予算措置に対することをしっかりと令和5年度に入れていただきたいというふうに思うんですが。最後になります。お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

今現在、スーパーバイザーとコーディネーター3名、あとはけやき支援員とあとスクールソーシャルワーカーで、今13名ほどの人数をやっている状況でございます。今後、高橋議員言ったように多分増える可能性もあります。なので、こちらとしては増えたときの状況も踏まえて予算を考えていきたいと思っております。あと、地域住民のボランティア的な支援を含めて、現在課内で調整しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

すみません。申し訳ありません。教員資格あるなし、そこら辺も現在調整して、いろいろ課内で検討しているところがございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、6番高橋聡輔君の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

本日はこれで延会といたします。

なお、明日は午前10時まで本議場にご参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後3時53分 延会

上記会議の経過は、事務局長猪股良幸が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年12月8日

加美町議会議長 早坂忠幸

署名議員 三浦英典

署名議員 沼田雄哉